

令和5年6月19日

令和6年度 国の施策・予算
に関する提案・要望書



宮 城 県

令和6年度 国の施策・予算に関する提案・要望書

平成23年3月11日に発生し、本県においては、死者・行方不明者が約1万1千人、全半壊の住家被害23万棟超、県下全体の被害額は9兆円に達する未曾有の大災害となった東日本大震災から12年が経過しました。これまで、国をはじめ、国内外の多くの皆様から心温まる御支援をいただきながら、県民一丸となって復旧・復興に向けて懸命に努力を続けてまいりました。

令和3年4月に開始した本県の総合計画である「新・宮城の将来ビジョン」では、東日本大震災からの復旧・復興の完了を目指し「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」を掲げ、一つひとつの課題に応じた丁寧なサポートを実施するとともに、「政策推進の基本方向」の4本柱として「富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進」、「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」、「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」、「強靱で自然と調和した県土づくり」を掲げ、県政を推進しています。

被災地の復興完了に向けて、国において、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、引き続き、手厚い措置を講じていただいているところですが、沿岸部においては、心のケアや被災した子どもに対する支援等について、継続的な対応が求められています。

さらに、生産・売上げの水準が震災前に回復していない事業者への支援、東京電力福島第一原子力発電所の事故被害への対応、震災の記憶・教訓の伝承などについては、中長期的な取組が必要となっています。

つきましては、令和6年度以降についても、東日本大震災からの復旧・復興を国政の最優先課題として位置付けていただき、一日も早い復興の完遂に向け、被災自治体が必要としている各種事業に対する支援等を確実に継続していただくよう、強く要望いたします。

加えて、近年、大規模化、多様化する自然災害や、世界情勢及びエネルギー価格の高騰等に起因する物価高騰に対しては、国と地方自治体が協力して取り組む必要があり、また、本県の「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる4本柱を推進するためには国による支援が必要不可欠です。

つきましては、県民福祉の維持・向上に必要な各種施策に対する要望のほか、地方財政の充実や自治体DXの推進、子ども・子育て施策の推進等について提案いたしますので、国として必要な制度整備や改善等を図られますよう要望いたします。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

重 点 要 望 項 目

要望項目一覧		ページ
1	福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水対策<震災関連>	6
2	放射能に汚染された廃棄物の処理・除去土壌等の処分<震災関連>	8
3	災害援護資金の償還期限の柔軟な措置と償還免除に伴う財政支援<震災関連>	10
4	持続可能な水産業の確立及び処理水の処分に伴う影響への支援<震災関連>	12
5	豚熱防疫対策の見直しと特定家畜伝染病発生時の広域備蓄資機材の拡充	14
6	職業能力開発校設備整備費等補助金に係る十分な予算措置	16
7	障害者就労施設等からの優先調達の推進強化	18
8	国土強靱化の加速化とインフラ長寿命化に向けた財源の確保	20
9	東日本大震災復興関連予算の確実な措置<震災関連>	22
10	被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置<震災関連>	22
11	福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援<震災関連>	22
12	原子力災害への対応強化に対する支援	23
13	地方財源の確保	23
14	デジタル社会推進のための技術的支援及び財源の確保	24
15	新たな木材需要創出による木材産業の活性化	24
16	こども・子育て政策の強化	25
17	障害福祉分野における十分な予算措置	25
18	重点支援区域の選定及び地域医療介護総合確保基金の継続的な財政措置	26

<重点要望項目>

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●
												●
●		●	●									
		●							●	●		
									●			
						●		●				
						●		●				
●			●			●			●		●	
		●				●						
		●					●					
●		●	●				●		●	●	●	●
●												●
			●			●						
	●		●									
			●						●		●	
●												
								●				
								●				

1 福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・ 処理水対策<震災関連>

【内閣府・復興庁・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省】

提案・要望事項

処理水の処分について、①海洋放出以外の処分方法の継続検討、②放射性物質除去技術の研究開発促進、③国民・国際社会の理解醸成、④風評対策・なりわい支援の着実な実施を行うこと。また、風評被害が発生する場合には迅速かつ適切な賠償が進むよう、⑤東京電力ホールディングス株式会社を指導・監督すること。

その他の廃炉等の措置における汚染水の流出と粉じんの飛散の防止対策を徹底するよう、東京電力ホールディングス株式会社を指導・監督すること。

現状・県の取組

令和3年4月に国が、「福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を決定したことから、県では直ちに国及び東京電力に対し、緊急要望書・要請書を提出し、海洋放出以外の処分方法の継続検討や、国民・国際社会への理解醸成に向けた取組の強化、風評の懸念に対する万全な対策の実施、万が一に備えた損害賠償スキームの策定などを要望しました。

さらに水産業関係団体をはじめとした県内関係団体の意見・要望を集約するため、令和3年5月に「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」を設置し、これまでに7回の会議を開催して、風評懸念等に対する切実な想いや、処理水の取扱いに関する事項について国及び東京電力に対し意見・要望を申し入れてきました。



〔 第7回 処理水の取扱いに関する宮城県連携会議 〕 R5.2

課題

本県の水産業は、東日本大震災や原発事故による風評被害に対し、漁業関係者の懸命な努力により復興を推し進めてきましたが、処理水の海洋放出処分については、国民・国際社会への理解醸成はいまだ途上にあり、新たな風評の拡大が懸念されます。

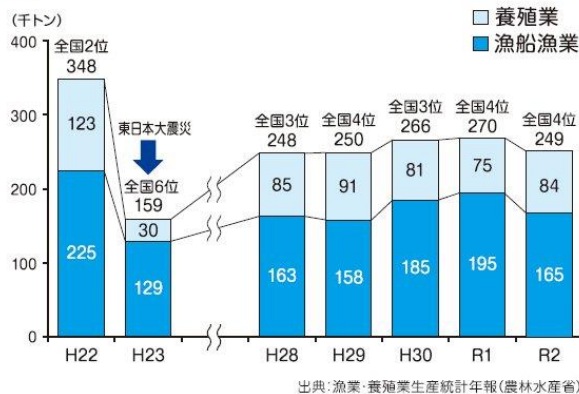
本県の水産業をはじめとした、各種産業の復興に向けたこれまでの努力と積み重ねてきた成果が、決して水泡に帰することのないよう、国は新たな風評を発生させないという強い決意と責任をもって海洋放出以外の処分方法の継続検討、放射性物質除去技術の研究開発促進、国民・国際社会の理解醸成への取組推進、関係団体の意見を反映した風評対策・なりわい支援等を機動的に取り組む必要があります。

また、国による取組や対策を講じてもお風評被害が発生する場合には、被害の実態に応じた迅速かつ適切な賠償が進むよう東京電力ホールディングス株式会社を国がしっかり指導・監督することが必要です。

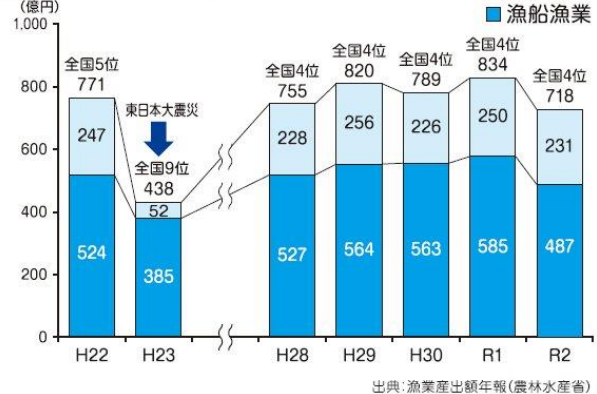
その他の廃炉等の措置に当たっても、放射性物質を含む汚染水が漏えいし、海洋に流出した場合、本県沿岸及び沖合海域の水産資源への影響が懸念されることから、万が一にも汚染水の海洋への流出がないよう万全な管理体制の構築と粉じんの飛散防止対策の徹底について、国が東京電力ホールディングス株式会社を指導・監督する必要があります。

加えて、廃炉・汚染水・処理水対策は、国が前面に立って、正確な情報を迅速かつ分かりやすく、そして丁寧に説明するとともに、安全最優先で進める必要があります。

■ 漁業生産量の推移と全国順位



■ 漁業産出額の推移と全国順位



期待できる効果

処理水の海洋放出処分をはじめとする福島第一原子力発電所の廃炉措置による風評被害が抑制され、水産業をはじめとした各種産業へ及ぼす影響が大幅に軽減される。

2 放射能に汚染された廃棄物の処理・除去土壌等の処分<震災関連>

【環境省】

提案・要望事項

○放射能に汚染された廃棄物の処理

8,000Bq/kg 超の指定廃棄物等は、処理問題が解決するまで、引き続き安全確保の取組に万全を期すこと。あわせて、8,000Bq/kg 以下に減衰した指定廃棄物等についても、処理先の確保など積極的な役割を果たすこと。

8,000Bq/kg 以下の汚染廃棄物の処理を県全体で進めるため、財政・技術的な支援を含め、引き続き国が責任をもって支援すること。

○除去土壌等の処分

除染によって発生した除去土壌については、県民全体に受け入れられる処分基準を速やかに提示すること。

除染廃棄物については、保管市町に対し、処理方法等について技術的助言を行うとともに、放射線・放射能に関する正しい知識の普及啓発に向けた取組や国民的な理解の醸成に向けた取組を充実すること。

現状・県の取組

○放射能に汚染された廃棄物の処理

指定廃棄物の長期管理施設の設置については、議論がまとまるのが困難であることから、平成 29 年に開催した市町村長会議において、8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物を優先して処理することとし、保管市町において取り組んでいるところです。

指定廃棄物等については、一部の保管市町で 8,000Bq/kg 以下に減衰したものについて指定解除をし、処理を行ったものの、多くは一時保管されたままとなっています。

8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物については、令和 4 年 4 月時点で平成 29 年（保管量 36,045 t）比で約 4 割の処理が完了しています。処理には放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金と震災復興特別交付税を活用しており、これまでも国に対して、処理が続く間は、財政面及び技術面での支援を要望してまいりました。

○除去土壌等の処分

県内で、汚染状況重点調査地域に指定された 7 市町では、平成 29 年 3 月までに除染が完了し、地域の仮置場等に除去土壌及び除染廃棄物合わせて 96,433 m³が保管されています。

保管管理にあたっては、国から地方公共団体に対して継続的に財政措置がなされ、適正に管理されています。

◆県内の放射性物質汚染廃棄物の保管量

平成 29 年 6 月時点	保管量(トン)		合計
	8 千以下	8 千超	
指定廃棄物	2,314	1,099	3,413
その他の農林業系廃棄物	36,045	578	36,623

◆県内の除去土壌、除染廃棄物の保管量

	除去土壌 保管量	除染廃棄物 保管量
7 市町合計	28,388 m ³	68,045 m ³

課 題

福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質は、本県にも大きな影響を及ぼしており、汚染廃棄物及び除染により発生した除去土壌等が大量に発生し、保管が継続されていることから、課題となっています。

○放射能に汚染された廃棄物の処理

本県においては、指定廃棄物の長期管理施設の設置に向けた議論がまとまるのが困難であり、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理に一定の目処が立った後、指定廃棄物の処理の方向性について、議論を再開することとしています。指定廃棄物等のうち、放射性物質の濃度が高く、長期間減衰が見込まれないものについては、解決までの間、安全な保管管理の徹底や遮蔽による生活環境への影響を少なくする取組が必要です。

一方で、指定廃棄物等のうち8,000Bq/kg以下に減衰したものについては、法制度上は指定解除により通常の廃棄物と同様の方法で処理が可能ですが、処理責任が国から保管市町に変わることや、住民調整の困難さ等から、指定解除による処理が進んでいないため、8,000Bq/kg以下に減衰したものについても、国が処理先を確保するなど、積極的な役割を果たす必要があります。

また、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理に当たっては、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金による財政的支援が不可欠であり、地方負担額は震災復興特別交付税が充当されていることから、第2期復興・創生期間が終了する令和7年度以降も、処理完了までは、保管市町に財政負担をさせないことが必要です。

○除去土壌等の処分

除染により発生した除去土壌は処分基準が定められていないため、各市町の仮置場等に長期保管を余儀なくされ負担となっています。国は、県民全体に受け入れられる除去土壌の処分基準を速やかに提示し、処分に向けた取組を進める必要があります。

また、負担軽減のため、引き続き財政的・技術的支援が必要です。

あわせて、除去土壌等の処理に向けては、地域住民を含めた国民全体の理解が不可欠です。国は、住民説明会やセミナー等の理解に向けた取組を進めていますが、理解が進んでいるとは言えない状況であり、一層の取組の充実が課題です。

期待できる効果

○放射能に汚染された廃棄物の処理

継続的な財政的・技術的支援により、汚染廃棄物の処理が進むとともに、課題解決までに長期保管を余儀なくされる指定廃棄物等の安全を確保できる。

○除去土壌等の処分

除去土壌等の保管管理による自治体負担軽減と処分基準策定による最終的な処分に向けた課題が解決できる。

3 災害援護資金の償還期限の柔軟な措置と償還免除に伴う財政支援<震災関連>

【内閣府・復興庁・総務省】

提案・要望事項

東日本大震災に係る災害援護資金の債権回収については、被災者の円滑な生活再建と適正な管理・回収による借受人の間での公平性の確保との両立のため、

- ① 市町村が借受人に対して償還金の支払いを猶予したときは、国貸付金の償還期限も延長されるよう、必要な法令等を改正すること。
- ② 市町村の債権回収に要する経費や償還免除の際の貸付金拠出に係る県負担分に対し必要な財政支援を講じること。

現状・県の取組

(貸付の状況)

東日本大震災に係る災害援護資金については、県全体で約2万4千件、約409億円を被災者の方々に貸し付けており、仙台市を除く31市町村については、県が3分の1を負担し、約8,900件、約176億円を貸し付けています。

県名	災害援護資金	
	貸付件数	貸付金額
宮城県	24,007件	409.3億円
うち県貸付分	8,870件	175.7億円
うち仙台市	15,137件	233.6億円
福島県	3,168件	58.8億円
岩手県	1,168件	30.3億円

(債権管理の取組み)

市町村においては、借受人個々の事情に応じて、支払猶予を適用しながら償還可能な金額を少しずつ償還させる一方で、場合によっては法的措置に踏み切る等、適正な債権管理を進めています。

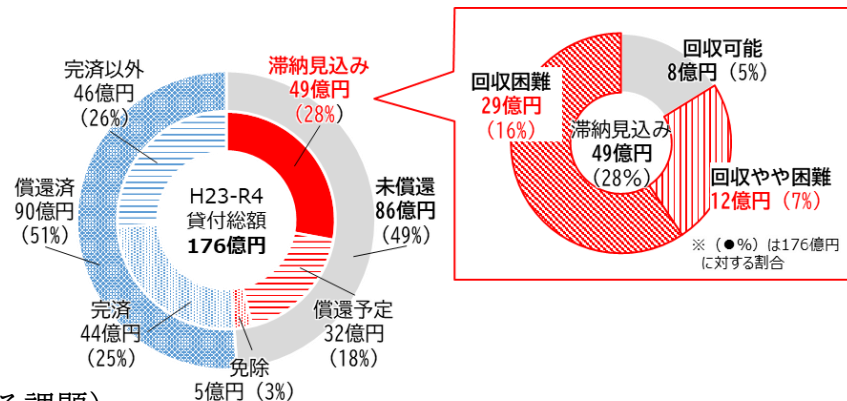
こうした市町村の取組に対し、県では、担当者会議や外部有識者による勉強会を開催するとともに、市町村個々の状況を把握し、適切に債権管理を実施できるようノウハウの蓄積や情報共有の面で継続的に支援を行っています。

今後の回収困難事例の縮減に向けて、市町村において債権管理の取組を一層強化するとともに、県としてもさらに支援を進めてまいります。

課題

(借受人の現状)

平成 29 年度から借受人から市町村への本格的な償還が進んでいますが、借受人自身の高齢化や、近年のコロナ禍・急激な物価上昇等の影響による経済的な困窮により、当初の計画どおりの償還が難しい事例が増加しています。



(償還における課題)



このままの状況で償還期限を迎えた場合、資力が十分でない生活が困窮している借受人に対して期限内の回収を進めても十分な回収ができず、市町村の財政悪化だけではなく、被災者の生活再建が一層困難になることが危惧されます。

また、債権回収に当たり、償還困難者や行方不明者に加え、相続調査を要する事例の増加に伴い、市町村の債権管理・回収に要するコストがかさむ一方で、その経費に充てるべき利子が軽減されていることもあり、当該費用負担を賄い切れない状況です。

さらに、償還免除については、経済的困窮に耐え切れず自己破産が行われた場合の破産免除の増加に伴い、県の財政負担（免除額の3分の1）も増加しています。

期待できる効果

償還期間が延長されることで、支払猶予を併用した少額での償還による被災者の生活再建にも配慮した着実な債権回収が可能となり、回収が進むとともに、既に全額を償還した他の借受人との間の公平性が保たれる。

また、必要な財政支援等により、市町村や県の安定した財政運営が可能となる。

4 持続可能な水産業の確立及び処理水の処分に伴う影響への支援<震災関連>

【復興庁・農林水産省・経済産業省】

提案・要望事項

本県水産業が、希望ある持続可能な産業として確立し、さらなる発展を遂げるため、下記についての財政的・制度的支援を講じること。

- ① 海洋環境の変動等に対応したサケふ化放流事業への支援
- ② 資源管理における漁業経営への配慮と調査研究予算の確保
- ③ 栽培漁業種苗放流支援の継続
- ④ 養殖業の成長産業化に向けた種苗生産・養殖技術開発支援
- ⑤ 水産加工業の復興に向けた支援

現状・県の取組

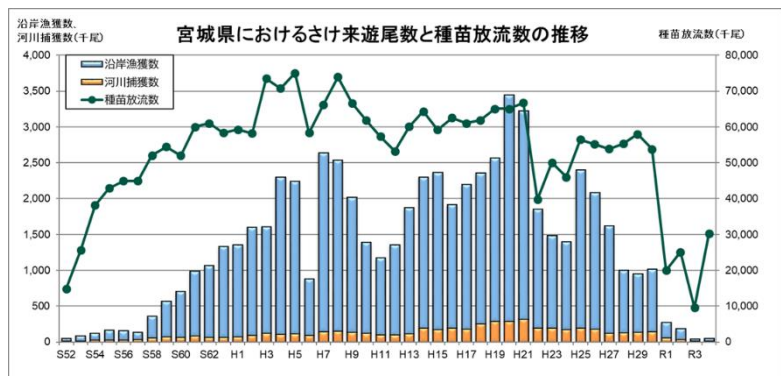
我が国の漁業生産量は長期的な減少傾向にあり、特に、本県水産業において重要な魚種であるサケやスルメイカ、サンマなどの歴史的な不漁は、生産者はもとより、水産加工業や地域関連産業の安定的な事業運営に深刻な影響を与えています。

また、海水温上昇などの海洋環境の変動により、ホタテガイなど冷水種の養殖生産が不安定な状況です。

さらに、燃油・資材価格や電気料金の高騰など社会情勢の変化は、東日本大震災から復旧し、事業を再開した本県水産関係事業者に大きな負担となっています。

このため県では、国庫補助や交付金などを活用しながら、サケふ化放流事業においては、放流稚魚の買上げや県外からの種卵確保に取り組んでいるほか、水産加工業においては、商品開発や商談会への出展など販路回復に向けた取組を支援しています。

また、近年関心の高まっている陸上養殖に係る試験研究施設の整備に着手しているほか、海洋環境の変動に対応した海藻養殖種の品種改良などの技術開発や、水産加工業における燃油価格・電気料金高騰への対策などを行っています。



課 題

① 海洋環境の変動等に対応したサケふ化放流事業への支援

稚魚の減耗要因の究明や回遊経路に係る広域的な調査研究の充実、海洋環境の変動に対応した新たな種苗生産・放流技術の開発等の継続と、県外からの種卵確保に係る経費への支援など、サケ資源の回復に向けた支援制度を拡充する必要があります。

また、ふ化放流団体への経営支援策を創設するなど、国主導によるサケふ化放流体制の抜本的な再構築に向けた取組が必要です。

② 資源管理における漁業経営への配慮と調査研究予算の確保

現状のTAC管理では、スルメイカやクロマグロなど一部魚種について、漁業者の感覚よりも厳しく資源評価されているとの意見があり、漁獲や操業実態を幅広く反映した資源評価・管理手法への改善や、漁獲変動要因の把握などが必要となっています。

また、休漁等に係る補償制度の充実や、TAC配分の柔軟な運用など、資源の持続的利用に加え、漁業経営にも配慮した措置を講じるとともに、適切な資源管理に必要な技術研究予算を十分に確保する必要があります。

③ 栽培漁業種苗放流支援の継続

種苗の生産・放流経費は、対象魚種の水揚げによる漁業者収入の一部が財源となっていることから、これらの経費を確保するため、安定的な種苗生産・放流体制の維持が必要であり、国庫補助による支援の継続が必要な状況です。

加えて、福島第一原子力発電所の処理水について、その海洋放出の有無に関わらず、風評による漁家経営への影響が懸念されることから、漁業者が将来にわたり希望を持って漁業活動を継続できるよう、十分な予算確保が必要です。

④ 養殖業の成長産業化に向けた種苗生産・養殖技術開発支援

海洋環境の変動に対応した生産に転換していくため、新たな養殖種の導入に係る種苗生産・養殖、製品化に至る技術開発、生産者の新たな養殖種への参入に係る経営リスクに対する支援制度の拡充・強化が必要です。

⑤ 水産加工業の復興に向けた支援

沿岸被災地域は水産業が基幹産業であり、地域経済の活性化のためには、水産加工業の再生、復興が不可欠であることから、水産加工業に対する国の支援継続・財源措置の拡充が必要となっています。

期待できる効果

各課題に対応することによって、東日本大震災からの復興を果たすとともに、生産者が将来に希望を持って活動を継続することで、本県水産業が持続可能な産業として確立し、さらに発展していくことが期待できる。

5 豚熱防疫対策の見直しと特定家畜伝染病発生時の広域備蓄資機材の拡充

【農林水産省】

提案・要望事項

適切に豚熱ワクチンを接種している農場において豚熱が発生した場合、一律に農場内の全頭を殺処分するのではなく、迅速診断可能なウイルス遺伝子検査等を活用し、検査結果に基づく殺処分対象豚を検討するなど条件の見直しを行うこと。

特定家畜伝染病の防疫措置に使用する特殊な資機材である炭酸ガスボンベ、感染性廃棄物専用容器（ペール）については、国において東北地方に広域的な備蓄体制の整備を進めること。

現状・県の取組

豚熱の防疫体制として、本県では養豚場の衛生指導、飼養豚への豚熱ワクチン接種および抗体保有率調査、野生いのししの豚熱検査と経口ワクチン散布を実施しています。

本県の令和4年度までの豚熱ワクチン抗体保有率調査では、繁殖豚及び肥育豚において平均90.8%の抗体を保有していました。豚群の保有率が80%を下回る場合は追加接種を行い、免疫を強化しています。特に繁殖豚においては、1回以上の接種を行うため、高い抗体保有率となっています。

しかし、本県においても令和3年に大規模養豚場で2例（国内75例目：大河原町、76例目：丸森町）の豚熱が発生し、飼養豚の全頭殺処分を行いました。これらの発症豚はいずれも豚熱ワクチン接種前後の子豚に限られていました。

高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの特定家畜伝染病の発生時の対応については、迅速かつ円滑な防疫措置を行うため、各都道府県では必要な資機材を備蓄しています。本県においては、炭酸ガスボンベなど鶏約10万羽規模の資機材を備蓄し、さらに国の「家畜疾病・自然災害緊急支援体制推進事業」を活用した資機材を平成29年度から保管しています。

県内の豚熱ワクチン抗体保有率



県内の豚熱発生農場の殺処分頭数

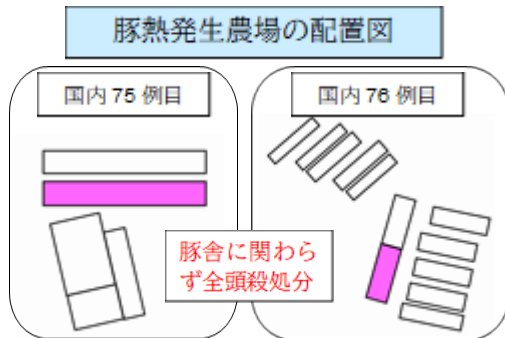
事例	経営形態	殺処分頭数
国内75例目	肥育	8,195頭
国内76例目	一貫	7,743頭

県内の備蓄倉庫



課題

豚熱の発生農場では、「家畜伝染病予防法」に基づく「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」により、まん延防止と早期終息を目的に農場の「全頭」が患畜及び疑似患畜として殺処分の対象となります。しかし、本県2例の発生直後の疫学調査では、感染豚が発生豚舎に限られ、残りの豚舎はワクチン及び飼養衛生管理基準の遵守により防御されていると考えられました。



各事例の疫学調査結果

事例	豚熱遺伝子陽性数/総検体数			
	発生豚舎		発生豚舎以外	
	豚(初発含む)	環境	豚	環境
国内75例目	5 / 51	0 / 17	0 / 41	0 / 37
国内76例目	61 / 170	3 / 11	0 / 108	0 / 48

さらに養豚経営再開に向けては、特に繁殖豚のいる一貫農場は豚の育成から子豚の出荷まで1年以上必要とし、経営安定に時間がかかることが課題としてあげられます。

このことから、適切に豚熱ワクチンを接種している農場における豚熱発生時には一律に農場内の全頭を殺処分するのではなく、迅速診断可能なウイルス遺伝子検査等を活用し、科学的知見に基づき殺処分対象豚を検討できるよう疑似患畜の条件を見直す必要があります。

また、特定家畜伝染病発生時の資機材については、本県には100万羽を超える大規模養鶏場があることや、東北地方は大規模養鶏場の戸数割合が全国の23.3%を占めることから、今シーズン以上に高病原性鳥インフルエンザが多発した場合など、東北各県の備蓄では不足する可能性があります。

特に、迅速な入手が困難な炭酸ガスボンベ、感染性廃棄物専用容器（ペール）については、国において東北地方に広域的な備蓄体制の整備を進めるよう求めます。

東北地方の鶏の大規模農場数

	農場数 (全国割合)
宮城	12 (1.4%)
東北	193 (23.3%)
全国	828

炭酸ガスボンベ



感染性廃棄物専用容器



※農場数：R4.2月現在。大規模：10万羽以上。

期待できる効果

発生農場の経営再開から生産開始までの期間が短縮され、農場の早期の経営安定に寄与する。

国において東北地方に広域的に備蓄拠点を設けることで、迅速な防疫措置が可能となる。

6 職業能力開発校設備整備費等補助金に係る 十分な予算措置

【財務省・厚生労働省】

提案・要望事項

県内に5校ある職業能力開発校を1校に再編整備する事業を推進するに当たり、令和6年度から令和9年度まで継続的な財政支援が必要であることから、職業能力開発校設備整備費等補助金の財源を十分に確保すること。

現状・県の取組

本県の職業能力開発校については、企業の大部分を占める中小企業の、主として建設業、製造業部門の若年技能者を養成するため、新規高等学校卒業者等を対象とした職業訓練を実施することで、本県産業の発展の一翼を担ってきました。

しかし、多くの施設が築年数を経過している状況や近年の少子化等に伴う入校者数の減少、企業においては事業の高度化・複雑化が進み、求める人材も幅広く柔軟に対応できる能力及び高度でより実践的な技能・知識を持つ技能者へと変化しており、公共職業能力開発施設としての将来的なあり方を検討する必要性がありました。

このため、効率的・効果的な校運営の観点から、令和3年3月に現在の5校を1校に再編する「宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画」を策定し、令和10年4月の開校に向け新設校を整備することとしています。



機械エンジニア科

【建物築年数】

校名	白石	仙台	大崎	石巻	気仙沼
新築年	平成13年	昭和43年	昭和43年	昭和41年	昭和49年
経過年数	22年	54年	54年	57年	48年



自動車整備科

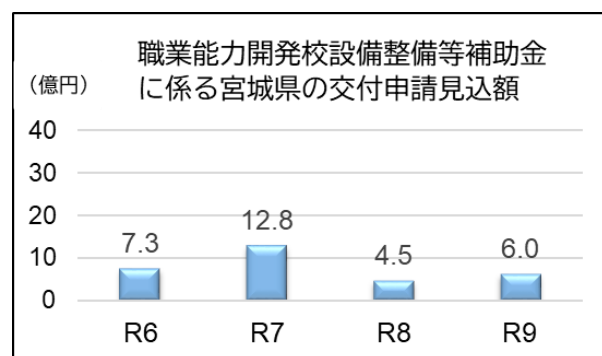
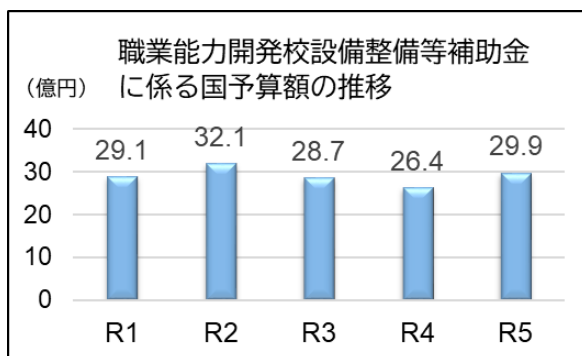
課 題

職業能力開発校の再編整備については、令和10年4月の開校に向けて、現在は新設校の設計業務に着手しており、令和6年度からは工事の着手とともに、職業訓練で使用する機械器具の発注についても併せて行うこととしています。

このため、令和6年度から令和9年度にかけて本県の「職業能力開発校設備整備費等補助金」の申請額が約30億円、特にピークとなる令和7年度は単年度で10億円以上を交付申請する見込みですが、国の当該補助金の予算額はこの数年、単年度あたり総額30億円程度で推移しており、現状では内示額が交付申請額を大きく下回ることが想定されます。

【全体事業費（概算）】 152億円 (単位：億円)

区分	事業費	事業費の内訳				
		国庫	県債			一財
新設校整備	109	16	83			10
			公適債	公共債	一単債	
機器整備	29	14				15
廃止校解体	14					14
合計	152	30	42	7	34	39



県内産業の持続的な成長を支える産業人材を育成・確保していくためには、当該再編事業を計画的に進めるとともに、令和6年度から令和9年度までの継続的かつ十分な財政支援が必要であることから、事業が滞りなく執行できる予算総額の確保が求められます。

期待できる効果

国からの継続的かつ十分な財政支援を得ることで、時代に即した施設整備を計画的に推進し、令和10年4月の開校に向けた新設校の整備が可能となる。

富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進のために、地域のニーズを踏まえた産業人材の育成・確保を図ることが可能となる。

7 障害者就労施設等からの優先調達の推進強化

【財務省・厚生労働省】

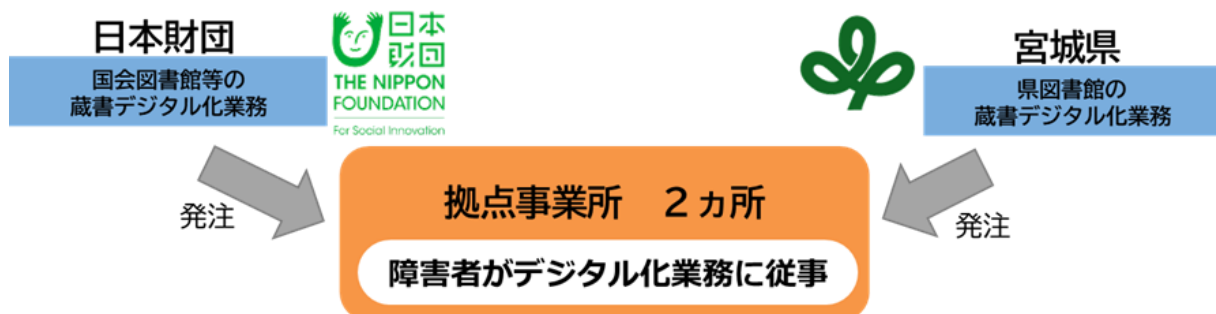
提案・要望事項

障害のある人の地域社会における自立生活の実現へ向けて、就労による経済的基盤の確立を図るため、障害者就労施設が官公庁からの受注を拡大できるよう「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」において、随意契約できる場合として障害者就労施設からの調達を追加する改正を行うとともに、障害者就労施設からの優先調達の推進について各省庁等への働きかけを強化すること。

現状・県の取組

障害のある人が就労を通じた社会参加を実現し、地域社会で自立した生活を送るためには、経済的な基盤を確保することが重要です。

宮城県では、日本財団と令和2年12月に「働く障害者支援のための連携協定」を締結し、協定に基づくプロジェクトの一環として、令和4年度からは、障害者就労施設において、国立国会図書館の蔵書をはじめとした紙媒体のデジタル化業務に取り組んでおり、障害のある人の作業スキルの向上による就労機会の拡大を目指しています。



課題

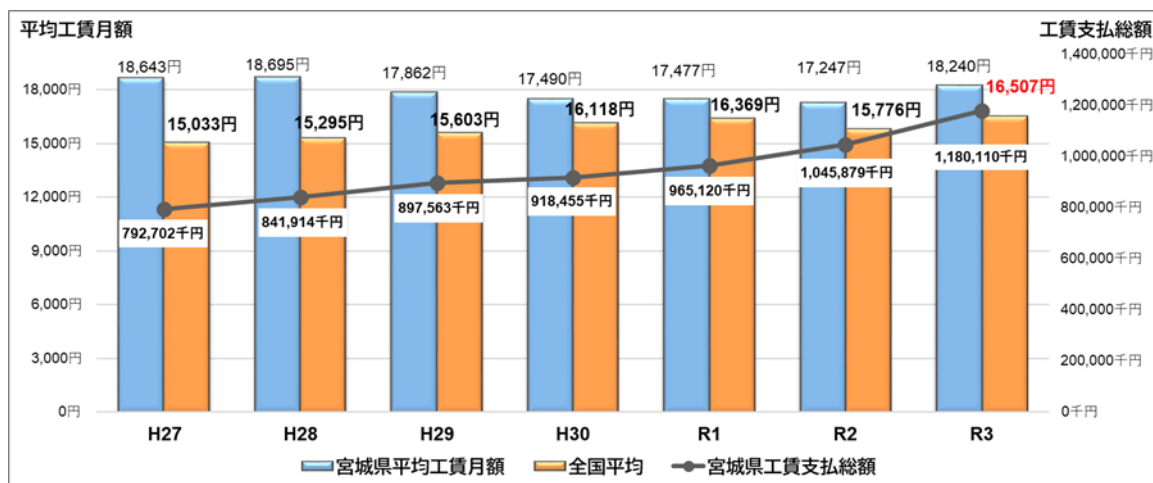
障害のある人の就労による自立した生活を送るための経済的な基盤が確立されておらず、特に、就労継続支援事業所（B型）においては、少額の工賃で就労していることが課題です。

また、官公庁においては、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等から優先的に物品や役務を調達することとされていますが、優先調達の制度が適用されず、障害者就労施設等が業務遂行能力を有しているにもかかわらず、受注機会を逸してしまう事例が認められています。

障害者就労施設等における業務受注機会の拡大へ向けて、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」において、随意契約できる場合として障害者就労施設からの調達を追加する改正を行うとともに、優先調達推進法の周知及び柔軟な運用について各省庁等への働きかけの強化が必要です。

令和3年度就労継続支援事業所（B型）実績

◆ 平均工賃月額	16,507円	（前年比104.6%）
◆ 平均工賃時間額	233円	（前年比105.0%）



期待できる効果

官公庁における物品や役務等の調達を優先的に障害者就労施設等に発注することにより、障害のある人の就労による自立生活のための経済的な基盤の確立に寄与することとなる。

また、障害のある人にとっては、受注した業務により作業経験を積むことで、就労に関するスキルアップにつながる効果が得られる。

8 国土強靱化の加速化とインフラ長寿命化に向けた財源の確保

【内閣府・総務省・財務省・農林水産省・国土交通省】

提案・要望事項

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算の総額を確保するとともに、通常予算とは別枠で、当初予算としての計画的な予算措置、及び地方財政措置の拡充もあわせて講じること。

5か年加速化対策期間後も中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に対策を講じる必要があることから、新たな国土強靱化基本計画に基づき、必要な予算を別枠で確保すること等の制度設計について十分配慮すること。

予防保全型の維持管理・長寿命化を着実に実施していくために必要な予算を確保するとともに、補助率の引上げや補助採択基準の緩和などを講じること。

また、社会資本整備総合交付金等の通常予算についても確実に措置すること。

現状・県の取組

本県では「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算を活用し、「流域治水」の考え方に基づく総合的な治水対策や土砂災害防止対策、道路ネットワークの機能強化などに取り組み、その効果を実感しているところです。

河道掘削(熊谷川)



道路ネットワークの機能強化((主)気仙沼唐桑線 化粧坂地区)



しかしながら、平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風に引き続き、令和4年7月にも県北部を中心に時間雨量・日雨量ともに観測史上1位を更新する記録的な豪雨による甚大な被害が発生し、7年間で3回の被害に見舞われた地区もあるなど、県土の強靱化は道半ばであり、より一層の対策を講じていく必要があると認識しています。



また、本県の公共土木施設の多くは高度経済成長期に整備されたものであり、老朽化の進行により施設の健全性が低下しつつあることから、早急な対応が必要です。

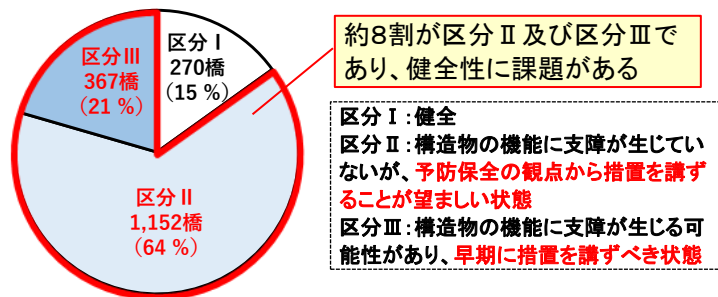
課題

県土のさらなる強靱化に向けて、引き続き「流域治水」の考え方に基づく総合的な治水対策や土砂災害防止対策、道路ネットワークの機能強化等の取組を一層加速化・深化させることが重要です。

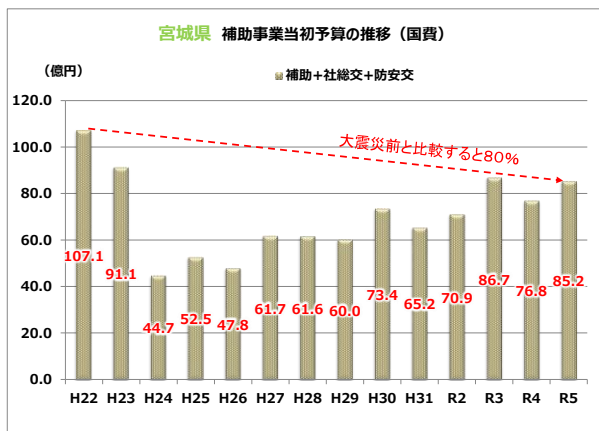
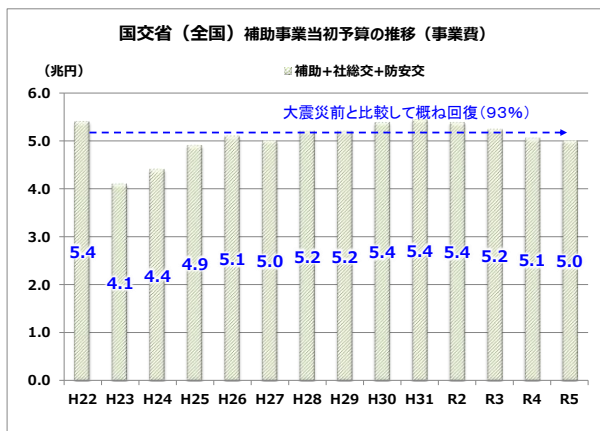
公共施設の老朽化については、県管理の約1,800橋のうち約8割については健全性に課題があることや、港湾の長寿命化にかかる「港湾施設改良費補助」については補助率が3分の1と低いことなどにより、十分な予算が確保できず、予防保全型の維持管理・長寿命化を着実に実施していくことが困難な状況です。



県管理橋梁の健全性診断結果（令和元年5月）



なお、国土交通省所管事業における通常補助事業費の当初予算については、東日本大震災前の平成22年度と比較した場合、全国ベースでは概ね回復してきていますが、宮城県への国費配分額は震災前の約80%に留まっており、回復していない状況です。



社会資本の整備・維持管理体制を充実させていくためには、5か年加速化対策期間後も含め、国土強靱化の着実な推進に必要な予算の確保、予防保全型の維持管理・長寿命化を着実に実施していくための補助率の引上げや補助採択基準の緩和、社会資本整備総合交付金等の通常予算の確保などが重要です。

期待できる効果

提案要望項目の実現により、県土のさらなる強靱化に向けて、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的な社会資本整備が可能となる。

あわせて、予防保全型の維持管理・長寿命化を着実に推進していくことが可能となる。

9 東日本大震災復興関連予算の確実な措置<震災関連>

【復興庁・財務省】

本県では、国をはじめとする国内外の多くの皆様からの心温まる御支援をいただきながら、県民一丸となって復旧・復興に向けて懸命に努力を続けています。

これまでも国においては、特例的な財政支援や復興特区制度など、手厚い措置を講じるほか、令和3年3月に閣議決定された「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」において、「第2期復興・創生期間以降においても、各年度の事業規模の管理を適切に行い、精度の高い予算とすることで、効果的かつ確実に復興を進める。」こととしていただきました。

つきましては、被災地の復興完了に向けた取組を確実に進めるため、今後とも東日本大震災からの復旧・復興を国政の最優先課題と位置付け、必要な事業に対する特例的な財政措置を引き続き講じるよう求めます。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中止、規模縮小等を余儀なくされた事業や、地域の実情、社会情勢の変化にも配慮し、第2期復興・創生期間の延長や各種制度の柔軟な運用を求めます。

10 被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置<震災関連>

【復興庁・文部科学省】

東日本大震災後、着実に復興が進んできてはいますが、児童生徒を取り巻く家庭環境や生活環境の問題が多様化・複雑化するなど、いまだに震災の影響が見られることから、一人ひとりの心に寄り添いながら、より一層丁寧に教育活動を行うことが求められています。

令和5年度においても震災対応等、教育復興支援のために教職員の加配措置が認められ、児童生徒に対するきめ細かな教育的支援が行われているところですが、令和6年度以降についても、きめ細かな教育的支援を必要とする児童生徒の在籍状況など、学校現場の実情に応じた教育復興加配教職員の定数措置を継続するよう求めます。また、本県の児童生徒が受けた心的被害を考慮し、心のケアやきめ細かな学習指導を継続的に実施するための安定的な体制を確保する必要があることから、指導方法工夫改善等の政令加配定数をこれまで同様に維持しつつ、基礎定数化するよう求めます。

11 福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援<震災関連>

【内閣府・復興庁・総務省・文部科学省・農林水産省・ 経済産業省・国土交通省・環境省】

福島第一原子力発電所事故により農林水産業や観光業などの民間事業者が被った損害は甚大かつ深刻なものであり、国は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、加害者としての立場を十分自覚させた上で、放射性物質の影響により失った販路回復のための風評対策に係る費用など、事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、影響を正しく認識し損害範囲を柔軟に捉え、地域や期間の制限を設けることなく、被害者の立場に立って十分かつ迅速な賠償を行うとともに、過度な立証等負担を強いることのないよう、

強く指導することを求めます。

また、地方自治体の被害対策経費について、住民の不安解消のための農林水産物等検査や、地域復興に必要な風評被害対策に要する費用及びそれらに係る人件費等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係があることから、国は地方公共団体の被害対策の実状を的確に把握し、賠償範囲として明確に示すよう求めます。

加えて、震災復興特別交付税が充当されている被害対策経費については、東京電力ホールディングス株式会社が交付税相当分の賠償額を直接国に支払うなど、交付税返還の手続き負担が生じない制度の創設を求めます。

12 原子力災害への対応強化に対する支援<震災関連>

【内閣府・環境省】

東北電力女川原子力発電所2号機については、新規規制基準に適合したものとして原子炉設置変更許可等がなされましたが、国においては、今後も東日本大震災で被災した施設であることを前提として安全確認を行い、その結果について主体的に県民や関係自治体に対して分かりやすく説明するよう求めます。また、東北電力女川原子力発電所の安全規制の実施に当たっては、規制要求事項を満たすだけでなく、一層の安全性の向上に向けた自主的かつ継続的な取組を事業者に促すなど、指導・監督を強化するよう求めます。

加えて、万が一の原子力災害への対応については、避難行動要支援者を含む避難住民の移動手段の確保や避難退域時検査及び安定ヨウ素剤の配布など、住民が迅速かつ安全に避難できる体制について、昨年度実施した原子力防災訓練の検証結果等に基づき、さらに充実化することが必要であり、住民避難の円滑化に向けて国も積極的に支援するとともに、必要な資機材等の整備や、避難支援アプリなどの情報伝達手段の整備・運用、原子力防災対策に伴う職員人件費について、十分な財政措置を講じるよう求めます。

また、防災体制の強化には、住民の理解と協力が不可欠であることから、放射線に関する基礎的な知識や原子力防災対策の枠組み等について、国においても積極的に周知するよう求めます。

13 地方財源の確保

【総務省・財務省】

(1) 地方税財源の充実・強化

イ 地方交付税の総額確保・充実

地方一般財源の確保に当たっては、地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・充実を求めます。また、地方財政計画において生じる財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、多額の臨時財政対策債の発行によるのではなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定により国税の法定率を引き上げるなど、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すよう求めます。

ロ 地方財政計画の適正化

地方財政計画の策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響や地方税収の動向を注視し、実態に即した税収を的確に見込むとともに、歳出においても、社会保障関係費のみならず、公共施設の老朽化対策経費や近年、従来の想定を上回る規模で激甚化している自然災害対策経費、地域社会のデジタル化等の財政需要を適切に反映させるなど、引き続き地方の実情への配慮を求めます。また、地方負担の生じる制度改革等、地方に密接に関連する制度改革については、「国と地方の協議の場」を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせないよう配慮を求めます。

ハ 地方税体系の充実・強化

今後確実に増加が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地域間の財政力格差に留意し、引き続き、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築に努めるよう求めます。

(2) 社会保障制度改革と財源確保

社会保障制度改革は、国と地方の双方が協力して推進する必要があるとの基本的な認識を堅持するとともに、社会保障に果たす地方単独事業の役割を重く受け止め、その実施に必要な財源を確実に確保・措置するよう求めます。さらに、人口減少や少子高齢化の進展による地方負担の増加についても、地方財政計画に的確に反映し、確実に財源を確保するよう求めます。

14 デジタル社会推進のための技術的支援及び財源の確保

【デジタル庁・総務省】

国においては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民生活に直結する基幹系 20 業務に関し、標準仕様に準拠して開発されたシステム（標準準拠システム）の利用を自治体に義務づけており、また、全国規模のクラウド基盤（ガバメントクラウド）に構築した情報システムを各自治体が令和 7 年度までに利用するよう努めることとされていますが、全自治体が短期間に集中してシステムを移行することとなるため、県・市町村ともに、その対応に懸念を示しているほか、市町村からは、現行の補助制度ではシステム移行に要する経費を賄うことができないとの声が多数寄せられています。

つきましては、各自治体のシステムの実情に応じた移行を適時適切に実施するため、各自治体のシステム移行に関する現状把握をより丁寧に行い、移行時期の延長等も含めた柔軟な対応と円滑な移行のための財源確保・拡充を求めます。

15 新たな木材需要創出による木材産業の活性化

【総務省・農林水産省・国土交通省】

国内の森林資源が本格的な利用期を迎える中、持続可能な森林経営を実現するためには、

安定した木材需要創出による、林業・木材産業の活性化が重要です。

しかし、これまで我が国の木材需要を支えてきた住宅分野では、人口減少に伴い、新設住宅着工戸数の減少が見込まれており、これに代わる新たな木材需要を創出するためには、公共建築物をはじめ、非住宅や中高層建築物の木造・木質化を、より一層推進する必要があります。

このため、先進的・先導的な大規模建築のみならず、普及性の高い中小建築物についても幅広く支援対象となるよう、補助対象の拡充や補助率の引上げなど、既存制度の見直しを求めます。また、予算規模の拡大や地方財政措置の拡充など、地方公共団体や民間事業者における建築物への木材利用の取組に対する支援の強化を求めます。

16 こども・子育て政策の強化

【内閣府】

人口減少及び少子化は、国の喫緊の課題として捉えられ、各種施策が講じられているところですが、本県においては令和4年の合計特殊出生率が全国平均を下回る1.09に留まるなど人口減少が更に加速し、本県の将来を担う人材が減少することが予想され、結果として産業や地域社会の維持に支障を来すおそれがあることから、その対策が急務となっています。

国においては、今後3年間で集中取組期間としてこども・子育て支援加速化プランに取り組むこととされました。当該プランに掲げる取組の実施に当たっては、地方の意見を適切に反映させるとともに、こども関連予算の拡大に際し、地方公共団体の財政力に伴う地域間格差が生じないように、国が主体となって取り組むことを求めます。

あわせて、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設や、現物給付方式による制度の実施に伴う国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の早急な廃止を求めます。

また、一層の質の向上が求められる幼児教育・保育に関し、配置基準の見直しとともに、地方における保育人材確保のためには他の産業の平均賃金と比較し遜色ない水準に引き上げる必要があることから、公定価格の見直しなど抜本的な制度の改善を着実に実施するよう求めます。

加えて、県では困難な環境にある子どもへの支援として、石巻圏域に「子ども・若者総合相談センター」を設置し、きめ細かに対応していますが、当センターの取組を県内全域に広げ、一層の支援体制の強化を図るため、地方公共団体で全額負担している当センターの運営費用に対して、十分な予算措置を講じるよう求めます。

17 障害福祉分野における十分な予算措置

【厚生労働省】

本県では、障害者等が自立した日常生活・社会生活を営むための支援、障害福祉サービスの充実等を図るため、地域生活支援事業費等補助金及び社会福祉施設等施設整備費補助金を活用してきたところですが、十分な補助額が確保されておらず、都道府県等からの要

望が採択されないなど、地方要望額と国内示額にかい離が生じており、県及び市町村が国負担分を肩代わりする状況が続いています。

特に、補助対象経費に対して補助率が4分の3である社会福祉施設等施設整備費補助金において、地域生活移行の受け皿となるグループホーム整備の場合に、補助基準額が補助対象経費を大きく下回り、実質の補助率が2分の1程度となるケースが多く、その差額が法人の多大な負担となっています。

そのため、両補助金について、県及び市町村に過度な負担が生じることのないよう十分な予算措置を求めます。

さらに、社会福祉施設等施設整備費補助金については、法人負担の軽減と施設整備の推進が図られるよう、補助基準額の引上げを求めます。

18 重点支援区域の選定及び地域医療介護総合確保基金の継続的な財政措置

【厚生労働省】

本県では、救急医療や精神医療などの政策医療の課題解決を前進させるとともに、地域医療構想を推進するため、県立がんセンターと仙台赤十字病院の統合及び県立精神医療センターと東北労災病院の合築について、協議を進めています。

新病院の整備に際して、施設整備費への助成などを内容とする地域医療介護総合確保基金は重要な財源であり、さらに、重点支援区域に選定された医療圏については、当該基金の優先配分や一層手厚い病床機能の再編支援などの財政的支援を受けることができるとされています。

本再編については病床規模や診療科などについて今年度中できるだけ早い時期の基本合意を目指しています。地域医療構想調整会議での申請の合意後、重点支援区域の申請をする予定としていますので、仙台医療圏を重点支援区域に選定の上、新病院供用開始時点までの継続した地域医療介護総合確保基金の確実な財政措置を求めます。

予算措置等を求める要望書

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
震災関連		
1	福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水対策 ※	42
2	福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援 ※	42
3	国際リニアコライダー（ILC）の実現	43
4	放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発	43
5	中国・韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応	43
6	水産加工業の復興に向けた支援 ※	44
7	災害援護資金の償還期限の柔軟な措置と償還免除に伴う財政支援 ※	44
8	復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続	45
9	「防災教育・災害伝承の日」の制定	45
10	原子力発電所の廃炉等に伴う放射性廃棄物の処理	45
11	建築確認申請等手数料に係る減免措置に対する財政支援の継続	46
12	中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財源の確保及び柔軟な運用	46
13	特用林産物の出荷制限解除及び原木に関する補償への対応	46
14	東日本大震災地震津波防災ミュージアム等の整備	47
15	東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援制度の創設	47
16	原子力災害への対応強化に対する支援 ※	47
17	固定資産税等の減収額に対する十分な財源の確保	48
18	東日本大震災復興関連予算の確実な措置 ※	48
19	被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置 ※	48
20	緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置	49
21	被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続	49
22	子どもへの学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続	49
23	被災者の心のケア対策及び見守り・相談支援のための財源確保	50
24	事業復興型雇用確保事業の延長	50
25	栽培漁業種苗放流支援の継続 ※	50

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
震災関連												
●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●
●		●	●				●		●	●	●	●
●		●			●	●	●			●	●	
●		●					●	●	●	●		●
●		●					●	●	●			
●		●							●	●		
●		●	●									
●		●				●						
●		●					●					
●		●								●		●
		●	●								●	
		●				●				●		
		●						●	●			
●		●										
●		●										
●		●										●
		●	●									
		●				●						
		●					●					
		●					●					
		●					●					
		●						●				
		●						●				
		●							●			
		●										
		●							●			

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
26	災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業における安定的な財政支援の継続	51
27	次世代放射光施設への運営支援	51
28	学校における防災教育体制の整備	51
29	被災市町村の国民健康保険制度に対する予算措置	52
30	被災漁業者等に対する金融支援事業の拡充	52
31	金融施策に係る支援の継続	52
32	二重債務問題対策に係る支援の継続	53
33	放射能に汚染された廃棄物の処理 ※	53
34	除染土壌等の処分 ※	53
新型コロナウイルス感染症関連		
35	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の十分な財源確保	53
36	新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う公共事業等への影響	54
37	ウィズコロナ・ポストコロナの観光施策への財政措置	54
38	学習指導員及びスクールサポートスタッフ配置支援の充実	54
39	I C T利活用環境整備等への財政支援	55
40	修学支援制度の拡充	55
41	介護事業所・障害福祉サービス事業所に対する支援	55
42	信用保証協会への損失補償に対する財政支援	56
震災・新型コロナウイルス感染症関連以外		
43	外国人住民への日本語教育の充実に向けた支援	56
44	国土強靱化の加速化とインフラ長寿命化に向けた財源の確保 ※	56
45	仙台空港の空港運用時間延長に伴う柔軟な対応	57
46	原子力災害時における避難機能を有する道路の整備	57
47	海岸保全施設（水門・陸閘）の適正管理に要する財政措置の拡充	57
48	D X推進のための財源確保及び制度拡充	58
49	地方分権の着実な推進	58

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
		●									●	
							●					
							●					
								●				
									●			
										●		
										●		
												●
												●

新型コロナウイルス感染症関連												
●												
		●	●			●			●		●	
●						●					●	
●							●					
							●					
							●					
								●				
										●		

震災・新型コロナウイルス感染症関連以外												
●			●	●	●	●	●					
●			●			●			●		●	
				●		●		●	●		●	
●			●							●	●	
			●			●			●		●	
●	●		●									
●			●			●						

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
50	広域防災拠点の整備	58
51	民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新に係る財源の確保	59
52	ダム設備の長寿命化対策に係る財政支援の強化	59
53	地盤沈下等に伴う水害リスク増大に関する対策	60
54	新たな木材需要創出による木材産業の活性化 ※	60
55	地方に対する規制緩和（職業能力開発校への留学生受入れ等）	60
56	水素社会の実現に向けたモビリティ分野における水素利用の促進	61
57	災害救助法の適切な運用	61
58	困難を有する子ども・若者やその家族への支援に対する予算措置 ※	61
59	義務教育段階における学校給食費の無償化	62
60	デジタル社会推進のための技術的支援及び財源の確保 ※	62
61	地方財源の確保 ※	62
62	地域医療対策の充実	63
63	地域医療介護総合確保基金の財源確保及び弾力的な運用	63
64	日本型直接支払における財源確保と地方財政措置の充実	64
65	流域治水の推進に向けた農業用排水機場の施設管理に係る支援の拡充	64
66	森林環境譲与税の配分基準及び地域林政アドバイザーに係る特別交付税措置率の見直し	65
67	津波浸水想定設定に伴う対策費用の財政的支援	65
68	土砂災害警戒区域等の指定促進と砂防関係施設の整備促進のための財政的支援	65
69	特別支援教育の充実	66
70	特別支援学校における医療的ケア看護職員の定数配置	66
71	障害福祉サービス事業者等の不正への対応	66
72	障害者就労施設等からの優先調達の推進強化 ※	67
73	職業能力開発校設備整備費等補助金に係る十分な予算措置 ※	67
74	海洋環境の変動等に対応したサケふ化放流事業への支援 ※	67
75	工業用水道事業における災害復旧費用予算の確保	68

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
●						●					●	
●						●					●	
			●			●					●	
			●			●					●	
			●						●		●	
				●			●	●				
										●	●	●
●		●										
●						●						
●							●					
	●		●									
			●			●						
			●					●				
			●					●				
			●					●				
			●					●				
			●					●			●	
			●					●			●	
						●	●					
						●	●					
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●		●				
						●			●			
						●				●		
						●				●		

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
76	流域治水の推進に係る防災・減災対策の予算確保	68
77	国際拠点港湾仙台塩釜港の整備促進	68
78	管理型産業廃棄物最終処分場の整備に係る財源の確保	69
79	流域治水対策を推進する田んぼダム等の取組支援制度創設	69
80	地域と共生した再生可能エネルギーの導入に向けた制度構築	70
81	再生可能エネルギー発電設備に係る環境影響評価手続の強化	70
82	新幹線鉄道騒音対策の強化	70
83	地方創生のための財源確保	71
84	地方消費者行政の充実強化に向けた財源確保と制度改善	71
85	原子力災害医療体制の構築	71
86	保育士修学資金貸付等事業の継続	72
87	保育士配置基準の見直し及び公定価格の充実 ※	72
88	医療費助成制度の創設 ※	73
89	旧優生保護法一時金請求期限の延長	73
90	警察官の増員	73
91	警察車両の増強	73
92	交通安全施設の整備充実に必要な予算措置	74
93	消防の広域化及び連携・協力に係る財政支援の充実	74
94	条件不利地域の携帯電話等のエリア整備に係る財政支援の拡充等	74
95	結核医療に関する地方財政計画額における単価の増額	75
96	部活動の地域移行に係る支援拡充	75
97	公立義務諸学校の教職員定数の改善	75
98	教育支援センターの運営費等への公的支援	76
99	国際バカロレア認定校への支援	76
100	学校給食施設補助交付要綱における補助基準面積の見直し	77
101	学校施設環境改善交付金における各種環境改善事業の制度拡充	77

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
						●					●	
						●					●	
						●						●
									●		●	
										●		●
										●		●
											●	●
●												
●												
●												
●												
●												
●												
●												
●												
			●									
			●									
			●									
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
102	文化財整備に対する財政支援の充実	77
103	上水道事業関連施設の更新・耐震化に係る補助制度拡充・財源確保	78
104	医療・福祉人材確保対策の推進	78
105	重点支援区域の選定及び地域医療介護総合確保基金の継続的な財政措置 ※	79
106	障害福祉分野における十分な予算措置 ※	79
107	サービス管理責任者等養成研修に係る十分な予算措置と講師の養成支援	80
108	重度障害者医療費と母子・父子家庭医療費へ現物給付助成を行う場合の国庫負担金減額措置の廃止	80
109	障害福祉分野でのICT・ロボット等導入に係る十分な予算措置	80
110	医療的ケアを必要とする重症心身障害児者及び家族に対する支援	81
111	シルバー人材センターの安定的な事業運営のための補助要件緩和	81
112	みどりの食料システム戦略実現に向けた確実な財源の確保	81
113	鳥獣被害防止総合対策交付金に係る十分な予算措置	82
114	新規就農者支援施策における安定的な予算措置と確実な運用	82
115	協同農業普及事業交付金の十分かつ確実な予算措置と配分	82
116	地域計画策定への支援に係る十分な予算措置	83
117	農業経営・就農支援センターの運営に対する十分な予算措置	83
118	農業委員会ネットワーク機構の活動経費に対する十分な予算措置	83
119	水田活用の直接支払交付金の十分な予算措置と地域の実情を踏まえた制度運用等	83
120	強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業に係る十分な予算措置	84
121	施設園芸のエネルギー価格高騰対策に係る十分な予算措置	84
122	農山漁村地域整備交付金の安定的な財源確保	85
123	小規模経営農家に対する繁殖雌牛導入助成の拡充と十分な予算措置	86
124	配合飼料価格安定制度の拡充と酪農経営の支援強化	86
125	豚熱防疫対策の見直しと特定家畜伝染病発生時の広域備蓄資機材の拡充 ※	86
126	競争力強化に向けた農業生産基盤整備の推進	87
127	拠点魚市場の管理・運営合理化に向けたセーフティネットの構築	87

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
							●					
								●				
								●				
								●				
								●				
								●				
								●				
								●				
								●				
									●			
									●			
									●			
									●			
									●			
									●			
									●			
									●			
									●			
									●			
									●			
									●			
									●			
									●			
									●			

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
128	内水面漁業・養殖業のセーフティネットの構築	87
129	養殖業の成長産業化に向けた種苗生産・養殖技術開発支援 ※	88
130	資源管理における漁業経営への配慮と調査研究予算の確保 ※	88
131	林業の振興及び産業力の強化に向けた支援	88
132	松くい虫被害の発生抑制及び拡散防止の徹底	89
133	再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備	89
134	デマンド料金制度の見直し	89
135	工業用水道施設の更新・耐震化に関する補助制度への財源の確保	90
136	地域公共交通への支援の拡充	90
137	鉄道会社の経営安定化及び利用促進に係る取組に対する財政支援の強化	91
138	防災道路ネットワークの整備推進及び必要な予算の確保並びに継続的な財政支援	91
139	鳴瀬川総合開発事業におけるダム建設促進	92
140	令和元年東日本台風に伴い丸森町で発生した土砂災害への早期対策	93
141	プラスチックごみをはじめとする海岸漂着物等対策の推進	93
142	循環型社会形成推進交付金（一般廃棄物処理施設・浄化槽）の確保	93

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
									●			
									●			
									●			
									●			
									●			
										●		
										●		
										●		
											●	
											●	
											●	
											●	
												●
												●

【震災関連】

1 福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水対策

【内閣府・復興庁・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省】

多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針において決定した海洋放出処分については、放出時期を本年春から夏に見込むとしていますが、国民・国際社会への理解醸成はいまだ途上にあり、本県の水産業をはじめとした各種産業への、新たな風評の拡大が懸念されています。復興に向けたこれまでの努力と積み重ねてきた成果が、決して水泡に帰することのないよう、海洋放出以外の処分方法の継続検討を求めるとともに、放射性物質除去技術の研究開発促進、国民・国際社会の理解醸成への取組推進、関係団体の意見を反映した風評対策・なりわい支援の着実な実施を、追加対策や支援内容の見直しも含め、対象地域を福島県に限定することなく、新たな風評を発生させないという強い決意の下、国が責任をもって機動的に取り組むことを強く求めます。また、国による取組や対策を講じてもおお風評被害が発生する場合には、国は東京電力ホールディングス株式会社をしっかりと指導・監督し、主体性を持って被害の実態に応じた迅速かつ適切な賠償が進むよう強く求めます。

さらに、放射性物質を含む汚染水が漏えいし、海洋に流出した場合、本県沿岸及び沖合海域の水産資源への影響が懸念されることから、東京電力ホールディングス株式会社に対し、万が一にも汚染水の海洋への流出がないよう指導・監督し、万全な管理体制が構築されるよう求めるとともに、廃炉等の措置に当たっては、粉じんの飛散防止対策も徹底するよう求めます。

加えて、これらの廃炉・汚染水・処理水対策に当たっては、国が前面に立って、正確な情報を迅速かつ分かりやすく、そして丁寧に説明するとともに、安全最優先で進めるよう求めます。

2 福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援

【内閣府・復興庁・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省】

福島第一原子力発電所事故により農林水産業や観光業などの民間事業者が被った損害は甚大かつ深刻なものであり、国は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、加害者としての立場を十分自覚させた上で、放射性物質の影響により失った販路回復のための風評対策に係る費用など、事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、影響を正しく認識し損害範囲を柔軟に捉え、地域や期間の制限を設けることなく、被害者の立場に立って十分かつ迅速な賠償を行うとともに、過度な立証等負担を強いることのないよう、強く指導することを求めます。

また、地方自治体の被害対策経費について、住民の不安解消のための農林水産物等検査や、地域復興に必要な風評被害対策に要する費用及びそれらに係る人件費等は、政府指示

の有無にかかわらず事故との因果関係があることから、国は地方公共団体の被害対策の実状を的確に把握し、賠償範囲として明確に示すよう求めます。

加えて、震災復興特別交付税が充当されている被害対策経費については、東京電力ホールディングス株式会社が交付税相当分の賠償額を直接国に支払うなど、交付税返還の手続き負担が生じない制度の創設を求めます。

3 国際リニアコライダー（ILC）の実現

【内閣府・復興庁・外務省・財務省・文部科学省・
経済産業省・国土交通省】

国際リニアコライダー（ILC）は、科学技術立国や科学技術外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化等を促し、我が国の成長戦略に大きく貢献する極めて重要な計画です。ILCは、世界中の研究者等が集結するアジア初の大型国際科学技術拠点であり、その実現による波及効果は日本全国・世界に及ぶものですが、特にその建設の世界的候補地である東北では、ILCの建設・運用を通して国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待され、これは東日本大震災からの創造的な復興と新しい東北に資するものでもあります。

つきましては、ILCの実現に向けて、国際協力による加速器の研究開発費等の予算措置を講じるとともに、ILC計画を関係省庁横断により誘致を推進する国家プロジェクトとして位置付け、日本政府の主導の下、国際的な議論を一層推進するよう求めます。

4 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発

【内閣府・復興庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・
経済産業省・環境省】

福島第一原子力発電所事故に伴う放射線・放射能による影響等について、国民一人ひとりが正しく理解し、不安を解消できるよう、国はリスクコミュニケーションへの取組を強化するとともに、さまざまな機会を捉え、より効果的な手段で正しい知識の普及啓発を積極的に図るよう求めます。特に、本県産農林水産物をはじめとする食品については、いまだに完全な風評払拭には至っていないことから、今後も国の責任の下で、首都圏をはじめ全国の消費者、流通関係者、食品関係事業者等に対し、食品に含まれる放射性物質の基準値の意味やこれまでの検査結果で得られた知見について、正しい理解が得られるよう確実に普及啓発を行うよう求めます。

5 中国・韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応

【内閣府・復興庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省】

福島第一原子力発電所事故に伴う放射能対策として、本県では放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することがないように万全の対策を講じ、風評対策に取り組ん

ですが、いまだに中国や韓国など、諸外国による農林水産物等の輸入規制が行われています。

つきましては、国において、農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、我が国の農林水産物等の安全性の信頼回復を図るとともに、全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国などに対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう、引き続き働きかけることを求めます。また、規制していない国への輸出や国内の消費拡大を進めるとともに、特に韓国政府の輸入規制によって大きな被害を受けているホヤについては、国内外における消費拡大に対する国の積極的な支援を求めます。

6 水産加工業の復興に向けた支援

【内閣府・復興庁・農林水産省・経済産業省】

これまでの復旧整備事業などにより被災施設等は復旧し、水産加工業者はおおむね事業を再開していますが、売上の回復に遅れが見られるほか、人手不足や県内魚市場の水揚量の減少等に伴う加工原料の不足、原料価格や電気料金の高騰、資金繰りの悪化など、現在も課題が山積している状況です。

沿岸被災地域は水産業が基幹産業であり、地域経済の活性化のためには、水産加工業の再生、復興が不可欠であることから、水産加工業の販路回復のための個別指導や必要な加工機器の整備、東北復興水産加工品展示商談会の継続、被災地の人材確保、加工原料の安定確保など、水産加工業者の取組に対する国の支援について財源措置を拡充するとともに、返済期間・猶予期間の延長など資金融通の円滑化や事業継続に向けた計画策定の支援を求めます。また、燃料価格高騰や電気料金高騰などに対する国による新たな支援制度の創設など、水産加工業者の実情に応じた支援を求めます。

7 災害援護資金の償還期限の柔軟な措置と償還免除に伴う財政支援

【内閣府・復興庁・総務省】

東日本大震災に係る災害援護資金の債権回収については、被災者の円滑な生活再建と適正な管理・回収による借受人の間での公平性の確保との両立が重要です。

本県では、県全体で約2万4千件、約409億円を被災者の方々に貸し付けており、うち、県が3分の1を負担している、仙台市を除く31市町村については、約8,900件、約176億円を貸し付けています。

これらの貸付の多くが本格的な償還時期を迎えているとともに、第1回目の貸付の償還期限が令和6年度に迫っていますが、既に多くの未償還案件が発生しています。

国貸付金の償還期間の延長がなされない場合、生活が困窮している借受人に対して期限内の回収を進めても十分な回収ができず、借受人の生活再建が一層困難になるため、国貸付金の償還期間も延長されるよう、必要な法令等の改正を求めます。

また、市町村の債権回収に要する経費や償還免除の際の貸付金拋出に係る県負担分に対し必要な財政支援を講じることを求めます。

8 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続

【内閣府・復興庁・財務省】

本県では、NPO等の「絆力」を活かした復興・被災者支援事業と、被災者支援総合交付金「心の復興」事業を実施し、復興・被災者支援に取り組むNPO等の取組を支援しているところです。

NPO等による取組は、被災者支援や復興支援において重要な役割を果たしています。復興の進捗状況や地域・個人の課題が多様化し、きめ細かいニーズ把握や取組が求められており、引き続き、NPO等の取組に大きな期待が寄せられています。

しかしながら、本県内のNPO等の多くは運営基盤がぜい弱であり、さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により経済状況が悪化している中、第2期復興・創生期間においてもNPO等が安定して取組を継続させるためには、財政的支援が不可欠であることから、補助事業の継続及び十分な予算措置を求めます。

9 「防災教育・災害伝承の日」の制定

【内閣府・復興庁・文部科学省】

近年、全国的に大地震や集中豪雨等による甚大な被害が発生しており、今後起こりうる大規模災害に備えるためには、これまでの自然災害の記憶や教訓を風化させることなく、しっかりと後世に伝え継いでいくことが重要です。

こうした中、被災地の枠組みを超えた取組として防災教育と災害伝承の実践が求められており、さらに取組の重要性を全国的に広めていくことを目的として、防災を専門とする有識者などにより「防災教育と災害伝承の日」の制定に向けた呼びかけが展開されています。

国においては、未曾有の被害をもたらした東日本大震災と同じ悲しみを繰り返さないためにも、3月11日を「防災教育と災害伝承の日」として制定し、防災教育と災害伝承の活動を全国的に展開していくよう求めます。

10 原子力発電所の廃炉等に伴う放射性廃棄物の処理

【内閣府・経済産業省・環境省】

東北電力女川原子力発電所1号機については、今後、廃止措置が進めば、放射性廃棄物が排出されることとなりますが、低レベル放射性廃棄物の処理について、国民の理解促進に努めるなど、事業者の取組の加速化に向けて積極的に取り組むよう求めます。また、国が主体となって使用済燃料対策を進めるとともに、高レベル放射性廃棄物等の最終処分地の選定についても、国が前面に立ち、国民理解を得ながら誠実かつ慎重に行うよう求めます。

11 建築確認申請等手数料に係る減免措置に対する財政支援の継続

【復興庁・総務省・国土交通省】

被災者の住宅再建は今後も続くことから、被災者が建築主となって申請した建築確認申請等手数料を特定行政庁が減免した場合の減収分に対する震災復興特別交付税の措置及び建築確認検査を担う指定確認検査機関が同様に手数料を減免した場合に対して助成する東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業を、令和6年度以降においても実施するとともに、そのための十分な予算措置を確実に講じることを求めます。

12 中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財源の確保及び柔軟な運用

【復興庁・財務省・経済産業省】

東日本大震災に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業については、復旧・復興事業等の影響により、令和5年度内に事業に着手できない事業者が想定されることから、令和6年度においても予算措置するよう求めます。また、東日本大震災、令和元年東日本台風、令和3年福島県沖地震、令和4年福島県沖地震に係るグループ補助金事業において、事業者の責めに帰さない事由により令和5年度内の事業完了が困難なものについては、令和6年度への事故繰越手続の簡素化を講じるほか、再交付決定が必要なものについて、再予算化が図られるよう求めます。

加えて、財産処分制限の運用について、事業者が社会経済・海洋環境の変化にあわせた設備・機器の転用や入替等を行う場合には、一定の条件の下に、国庫補助金納付を免除する等の柔軟な対応を求めます。

13 特用林産物の出荷制限解除及び原木に関する補償への対応

【復興庁・厚生労働省・農林水産省】

本県の特用林産物については、福島第一原子力発電所事故の影響により、広範囲で出荷制限が継続されていることに加え、県内の立木をきのこ用原木として利用できないなど、生産者や事業者には大きな負担が生じています。

非破壊検査法による出荷制限解除については、従来のまつたけ、たけのこに加え、令和5年3月になめこ、ならたけ、むきたけの3品目が追加され、県内関係者の大きな励みになっています。引き続き、野生きのこや山菜類への対象品目の拡大を求めます。

また、きのこ用原木の立木については、福島県のみを財物補償の対象としていますが、汚染実態に即して対象地域を拡大するとともに、県内産原木が利用可能となるまでの期間、国の補助事業により安定的に原木が調達できるよう、必要な財源の確保と支援の継続を求めます。

14 東日本大震災地震津波防災ミュージアム等の整備

【内閣府・復興庁】

東日本大震災を経験した我が国が、震災で生まれた各種の「絆」を育み、震災の経験と教訓を後世に伝え、世界の震災・津波対策の向上に貢献していくため、国において、最大の被災県である本県に震災津波博物館等の複合拠点施設を整備するよう求めます。

15 東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援制度の創設

【内閣府・復興庁】

東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承の取組を通して記憶の風化防止や防災力向上を図るためには、被災自治体や伝承団体などが一体となって取組を進めることが重要です。

一方、伝承活動は、これまで民間団体等による自主的な取組が中心でしたが、震災から12年が経過し、企業等からの寄附金なども減少している中で、活動資金の確保や人材育成など、今後の活動に様々な課題を抱えている団体も多くあるほか、語り部や各地の施設を管理する団体からも、施設運営に頭を悩ませている旨の声が寄せられています。

国においては、被災地における震災伝承の取組を将来にわたって継続的に実施するためにも、国が令和5年度から実施する調査事業の結果を踏まえ、伝承団体や市町村などによる伝承活動を支援するための補助金や、伝承施設の運営に要する経費の支援など、新たな支援制度の創設等を講じることを求めます。

16 原子力災害への対応強化に対する支援

【内閣府・環境省】

東北電力女川原子力発電所2号機については、新規制基準に適合したものとして原子炉設置変更許可等がなされましたが、国においては、今後も東日本大震災で被災した施設であることを前提として安全確認を行い、その結果について主体的に県民や関係自治体に対して分かりやすく説明するよう求めます。また、東北電力女川原子力発電所の安全規制の実施に当たっては、規制要求事項を満たすだけでなく、一層の安全性の向上に向けた自主的かつ継続的な取組を事業者に促すなど、指導・監督を強化するよう求めます。

加えて、万が一の原子力災害への対応については、避難行動要支援者を含む避難住民の移動手段の確保や避難退域時検査及び安定ヨウ素剤の配布など、住民が迅速かつ安全に避難できる体制について、昨年度実施した原子力防災訓練の検証結果等に基づきさらに充実化することが必要であり、住民避難の円滑化に向けて国も積極的に支援するとともに、必要な資機材等の整備や、避難支援アプリなどの情報伝達手段の整備・運用、原子力防災対策に伴う職員人件費について、十分な財政措置を講じるよう求めます。

また、防災体制の強化には、住民の理解と協力が不可欠であることから、放射線に関する基礎的な知識や原子力防災対策の枠組み等について、国においても積極的に周知するよう求めます。

17 固定資産税等の減収額に対する十分な財源の確保

【復興庁・総務省】

東日本大震災後の固定資産税等については、地方税法による特例措置のほか、津波による甚大な被害を受けた土地・家屋に係る減免措置や、施設保有漁業協同組合等が取得した償却資産等に係る減免措置を被災自治体が条例により実施しており、これらの減収額については震災復興特別交付税により財源が確保されているところです。

本県においては全力で復興に取り組んでいますが、被災代替資産の取得など復興に伴う税制上の特例の適用は今後も継続的に見込まれ、被災自治体の復興完遂のためには財源の確保が必要であることから、令和6年度以降においても減収額に対する財源の確保を引き続き求めます。

18 東日本大震災復興関連予算の確実な措置

【復興庁・財務省】

本県では、国をはじめとする国内外の多くの皆様からの心温まる御支援をいただきながら、県民一丸となって復旧・復興に向けて懸命に努力を続けています。

これまでも国においては、特例的な財政支援や復興特区制度など、手厚い措置を講じるほか、令和3年3月に閣議決定された「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」において、「第2期復興・創生期間以降においても、各年度の事業規模の管理を適切に行い、精度の高い予算とすることで、効果的かつ確実に復興を進める。」こととしていただきました。

つきましては、被災地の復興完了に向けた取組を確実に進めるため、今後とも東日本大震災からの復旧・復興を国政の最優先課題と位置付け、必要な事業に対する特例的な財政措置を引き続き講じるよう求めます。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中止、規模縮小等を余儀なくされた事業や、地域の実情、社会情勢の変化にも配慮し、第2期復興・創生期間の延長や各種制度の柔軟な運用を求めます。

19 被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置

【復興庁・文部科学省】

東日本大震災後、着実に復興が進んできてはいますが、児童生徒を取り巻く家庭環境や生活環境の問題が多様化・複雑化するなど、いまだに震災の影響が見られることから、一人ひとりの心に寄り添いながら、より一層丁寧に教育活動を行うことが求められています。

令和5年度においても震災対応等、教育復興支援のために教職員の加配措置が認められ、児童生徒に対するきめ細かな教育的支援が行われているところですが、令和6年度以降についても、きめ細かな教育的支援を必要とする児童生徒の在籍状況など、学校現場の実情に応じた教育復興加配教職員の定数措置を継続するよう求めます。また、本県の児童生徒が受けた心的被害を考慮し、心のケアやきめ細かな学習指導を継続的に実施するための安定的な体制を確保する必要があることから、指導方法工夫改善等の政令加配定数をこれま

で同様に維持しつつ、基礎定数化するよう求めます。

20 緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置

【復興庁・文部科学省】

東日本大震災から12年が経過したものの、児童生徒を取り巻く家庭環境や生活環境の問題が多様化・複雑化しており、児童生徒には、今なお、震災の影響が見られます。震災に遭遇して強い恐怖や衝撃を受けた場合、その後の成長や発達に大きな障害となることがあるため、子どもの心のケアは重要な課題です。また、震災により精神的にも経済的にも困難な家庭環境で育った子どもが就学するなど、児童生徒一人ひとりの状況に一層注意を払いながら心のケアを行っていくことが必要な時期を迎えています。

被災した児童生徒や保護者及び教職員の心のケアについては、多面的かつ中・長期的な息の長い支援が必要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣・配置を行うほか、心のケアに資するための学習支援、学校運営の補助等を行う支援員の配置など緊急スクールカウンセラー等活用事業の継続と十分な財源の確保を求めます。

21 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続

【復興庁・文部科学省】

本県では、東日本大震災による壊滅的な被害により、いまだに保護者の生活基盤が回復せず、経済的理由により就学に困難を来している児童・生徒が数多く在籍しています。

このような中、平成23年度から被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により基金を造成し、被災児童生徒就学援助事業の他4事業を実施してきましたが、同交付金については平成26年度で終了、平成27年度からは単年度の被災児童生徒就学支援等事業交付金を活用し実施しています。

つきましては、本県被災地はいまだ復旧・復興の途上であり、今後も被災児童生徒就学援助事業の継続実施は必要不可欠であることから、令和6年度以降も当該交付金事業を継続するとともに、継続に当たっては、地方負担が生じることのないよう求めます。

あわせて、奨学金事業や私立学校授業料等減免事業など、対象者が原子力災害被災地域のみとされた事業について、対象地域限定の撤廃を求めます。

22 子どもへの学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

【復興庁・文部科学省】

本県では、東日本大震災後の復旧・復興に伴い、集団移転や人口減少による学校の統廃合等、子どもや地域を取り巻く環境は大きく変化しました。そのような中、地域と学校の連携・協働による体制づくりや地域住民同士によるコミュニティの再構築が求められています。また、共働き、一人親家庭、困窮世帯など子どもと向き合う余裕のない家庭も増加

しており、補助金を活用している市町からは放課後や休日の子どもの安全・安心な居場所づくりといった支援に対する要望の声もあります。

そのような中、地域住民が参画した学習支援や世代間交流の機会は、コミュニティの復興促進に大きな役割を果たしてはいましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な活動ができなかったことから、子どもの学習支援等を通じた地域づくりや次代の担い手育成を図る本事業の2年間の再延長を求めます。

23 被災者の心のケア対策及び見守り・相談支援のための財源確保

【復興庁・厚生労働省】

本県においては、東日本大震災による度重なる生活環境の変化などから、深刻化・複雑化した心のケアに関する問題に対応するため、子どもから大人まで切れ目のない心のケア対策を継続していくこととしています。あわせて、被災者の心のケアを地域精神保健福祉活動に移行していくため、市町等と継続して協議を行うとともに、心のケアに取り組む人材の確保や育成が重要となります。

また、災害公営住宅に入居した被災者は高齢化率や独居率が高く、健康状態の把握や孤立防止のため、引き続き見守り・相談支援の実施や交流の場の確保が必要となっています。

このことから、国においては、「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興基本方針」に基づき、心のケア対策や見守り・相談支援等の被災者支援に対する十分な予算措置を行うよう求めます。

24 事業復興型雇用確保事業の延長

【復興庁・厚生労働省】

事業復興型雇用確保事業については、これまでに約3万5千人の雇用を創出するなど、新たなまちづくりによる産業・なりわいの回復を目指している被災地における安定的な雇用の創出に大きな役割を果たしており、復旧・復興を進める上で有効な制度となっています。一方で、現在の制度では、グループ補助金などの産業政策の支援を受けた事業所が令和5年度末までに事業を開始することが支給の要件とされていますが、復興まちづくりに時間を要したことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、人手不足が深刻化している沿岸部の中小企業では、令和5年度末までに事業所を新設・再建した上で、求職者を雇い入れることが困難な状況です。

こうした被災地の実情を踏まえ、雇用政策面から被災地の復興を支える事業復興型雇用確保事業の実施期間を延長することを求めます。

25 栽培漁業種苗放流支援の継続

【復興庁・農林水産省】

東日本大震災後、本県の重要な水産資源であるアワビやサケ等の種苗生産施設は、おお

むね復旧を果たし、生産・放流体制は整いつつありますが、いまだに水揚げへの影響を及ぼしています。種苗の生産・放流経費は、対象魚種の水揚げによる漁業者収入の一部が財源となっていることから、これらの経費を確保するためにも、安定的な種苗の生産・放流体制の維持が必要です。

このため、栽培漁業種苗放流について、国庫補助による支援の継続を求めます。

加えて、福島第一原子力発電所の処理水について、その海洋放出の有無に関わらず、風評による漁家経営への影響が懸念されることから、漁業者が将来にわたり希望を持って漁業活動を継続できるよう、要望に応じた十分な予算の確保を求めます。

26 災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業における安定的な財政支援の継続

【復興庁・国土交通省】

災害公営住宅の家賃低廉化事業及び災害公営住宅の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業については、被災者の生活再建や安定した暮らしの確保、被災市町の復興支援のため、必要不可欠な事業であることから、安定的な財政支援の継続を求めます。

27 次世代放射光施設への運営支援

【文部科学省】

東日本大震災からの産業復興を果たし、我が国が今後も科学技術立国として世界を先導していくためには、科学技術・産業技術の革新的振興を図ることが不可欠です。

次世代放射光施設（NanoTerasu）については、平成30年7月、一般財団法人光科学イノベーションセンターを代表機関とする宮城県、仙台市、東北大学及び東北経済連合会が、同施設の整備・運用に積極的に関わる地域及び産業界のパートナーとして、文部科学省により選定されました。

国と地域が官民地域パートナーシップの下、費用を分担しながらプロジェクトを推進することとされており、同施設の整備期においては、国も確実な予算を計上されてきたところ です。

令和6年度からの運営期においても、国と地域の協力や連携により、施設運営が適切に行われるよう、国からの一層の支援を求めます。

28 学校における防災教育体制の整備

【文部科学省】

東日本大震災により多くの児童生徒の尊い命が失われたことは、本県にとって痛恨の事態でありました。この事実を重く受け止め、本県では、学校教育における防災体制作りと防災教育の強化、児童生徒及びその保護者の心のケアを重要課題と捉え、平成24年度から他県に先駆けて、全ての公立学校に防災主任（拠点校には防災をはじめとした学校安全といじめ対策・不登校児童生徒等支援に当たる安全担当主幹教諭）を配置し、学校における

防災教育の充実や地域と連携した防災体制の強化を進めてまいりました。

しかし、大川小学校に係る訴訟では、事前対策の不備を指摘した判決が下され、改めて、学校の防災対策、学校防災を推進する人材育成が求められることになりました。このことは、本県のみ課題ではなく、全国の学校及びその設置者に課せられた大きな課題であることから、県単独の予算により支給している防災主任に係る手当相当額の国庫補助を求めるとともに、国における防災主任の制度化を求めます。

29 被災市町村の国民健康保険制度に対する予算措置

【厚生労働省】

東日本大震災後、国民健康保険料（税）の減免に係る財政支援や被災地の市町村国保に対する特別調整交付金の拡充支援など、手厚い支援が講じられたところです。

しかし、本県では現在も被災地の復興完了に向けて取り組んでいるところであり、また、新型コロナウイルス感染症の影響も含め、被災地の国保制度の財政基盤が損なわれた状態は今後も続くことが見込まれることから、安定した事業運営が図られるよう、引き続き国による財政的支援を求めます。

30 被災漁業者等に対する金融支援事業の拡充

【農林水産省】

東日本大震災の被災漁業者に対する制度資金等金融支援策については、平成 23 年度から無利子化や償還期限の延長、無担保・無保証人化、保証料負担の軽減などの震災特例措置が実施されてきました。これらの措置については、被災漁業者への円滑な資金融通に効果的な役割を果たしていますが、今後、福島第一原子力発電所処理水が海洋放出された場合には、現在の特例措置対象者以外の漁業者にも影響が及ぶことが想定されることから、対象者の拡充などを求めます。

また、本県沿岸漁業者は海洋環境の変化等による不漁や燃料高騰などの影響を大きく受け、経営的に非常に厳しい状況にあることから、漁業近代化資金など国が所管する制度資金の拡充やより柔軟な運用を求めます。

31 金融施策に係る支援の継続

【経済産業省】

被災地においては、業績回復の遅れ等により、依然として多くの中小企業者が厳しい経営状況です。また、産業復興機構により震災前債務の買取支援を受けた事業者に対しては、計画期間満了時の資金繰りを引き続き支援することが必要です。

つきましては、被災事業者の資金調達の円滑化に大きな役割を果たしている、東日本大震災復興緊急保証及び東日本大震災復興特別貸付を引き続き実施するよう求めます。

32 二重債務問題対策に係る支援の継続

【経済産業省】

宮城県産業復興相談センターに対しては、震災前債務の買取支援を受けた中小企業者に対して、計画どおりの事業展開が図られるよう、売上増加に向けた販路開拓の支援など、今後も継続的なフォローアップが必要です。

つきましては、中小企業者の事業再建が実現され、本格的な復旧・復興が図られるよう、宮城県産業復興相談センターの存続について、引き続き支援を求めます。

33 放射能に汚染された廃棄物の処理

【環境省】

放射性物質を含んだ廃棄物の処理を促進するためには、国民に対して分かりやすく安心できる情報を提供することが必要であり、国が主導的な役割を果たすよう求めます。また、8,000Bq/kg 以下の汚染廃棄物については、県全体で処理を進めるために必要な取組に対して十分な財政・技術的な支援を含め、引き続き国が責任をもって支援するとともに、指定廃棄物問題は、解決までの間、保管の強化や遮蔽の徹底など安全の確保に万全を期すための取組を行うことを求めます。さらに、8,000Bq/kg 以下に減衰した指定廃棄物等の処理促進に向けて処理先の確保に積極的に取り組み、保管自治体の実情に応じた処理を実施するよう求めます。

34 除染土壌等の処分

【環境省】

除染により発生した除去土壌については、いまだに処分基準が定められていないことから、県民全体に受け入れられる処分基準を速やかに提示するよう求めます。また、除去土壌や除染廃棄物の処分を実施するためには、国民が分かりやすく安心できる情報を提供することが必要であることから、放射線に関する正しい知識の普及啓発や国民的な理解の醸成に向けた国の取組の一層の充実を求めます。さらに、保管市町に対し、除去土壌等の処分が完了するまで、保管に係る財政的、技術的な支援などを地域の実情に応じて実施するよう求めます。

【新型コロナウイルス感染症関連】

35 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の十分な財源確保

【内閣府】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、令和4年度末に、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への追加支援として7,000億円が閣議決定され、また、令和5年度予算において新型コロナウイルス感染症及び原油

価格・物価高騰対策予備費4兆円が計上されました。

本県では、地域交通事業者の事業継続支援や、LPガス料金負担の軽減、畜産生産資材の価格高騰対策等により地域に応じた支援を行う見込みですが、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響は早期には改善しないと見込まれることから、継続的な予算の確保を求めます。

36 新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う公共事業等への影響

【復興庁・総務省・財務省・農林水産省・国土交通省】

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたものの、感染者の発生動向等今後とも予断を許さない状況は継続するものと考えられます。そのため、用地交渉や地元調整等、人との接触が想定される業務の見合わせによる影響や、新型コロナウイルス感染症の罹患者や濃厚接触者等の自宅待機などにより、事業の進捗に支障を来すことが懸念されます。

つきましては、今後、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の遅延が発生した場合には、繰越手続きや予算執行等、制度の運用について柔軟な対応を求めます。

37 ウィズコロナ・ポストコロナの観光施策への財政措置

【内閣府・財務省・国土交通省】

新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ観光需要は、全国旅行支援をはじめとした宿泊・観光需要喚起策や誘客プロモーションの実施により国内においては平常時に戻りつつありますが、訪日外国人旅行者については、水際措置の緩和や仙台国際空港における国際線定期便の運航再開等による需要回復が進んでいるものの、感染拡大前の水準には至っていません。

つきましては、観光需要の本格的な回復の実現のため、東北地域への訪日外国人旅行者の誘客対策として、広域周遊観光の促進のための商品造成、プロモーション等の取組や、地域の観光資源の磨き上げ、宿泊・観光施設の受入環境整備に対する財政措置を講じるよう求めます。

38 学習指導員及びスクールサポートスタッフ配置支援の充実

【内閣府・文部科学省】

学校への学習指導員及び教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置は、教員の負担軽減や教員の働き方改革の面でも学校を支える施策として重要であることから、令和6年度以降においても財政支援の継続と十分な予算措置を求めます。さらに、できる限り地方負担が生じないよう配慮を求めます。

39 ICT利活用環境整備等への財政支援

【文部科学省】

オンライン教育は、新型コロナウイルス感染症対策などの緊急時の学びの保障だけでなく、不登校児童生徒への対応など、平常時における学習支援等にも有用であることから、恒常的な国の財政支援により、教員及び生徒1人1台端末環境について長期的かつ安定的な保守・更新等を行うとともに、家庭の通信料の負担軽減策を講じるよう求めます。

また、ICTの効果的な活用には、一層の環境整備が必要であることから、校内外の通信ネットワークの高速大容量化、学校において教員のICT利活用をサポートするICT支援員の配置に要する経費等について、実効性の高い国庫補助による十分かつ継続的な支援を求めます。

さらに、オンライン教育の充実のために必要となる授業目的公衆送信補償金については国で一括して支払うなど、地方公共団体の事務負担が生じないような対応を求めます。

40 修学支援制度の拡充

【文部科学省】

本県では、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、家計収入の激減や支出の増加など、経済的理由により就学に困難を来している生徒が増加しています。

つきましては、高校生が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、教育費負担の軽減を図るため、就学支援金における段階的な所得要件の緩和や第二子以降への要件緩和、令和5年度から実施された就学支援金家計急変世帯の受給要件の緩和のほか、奨学給付金における給付対象の拡大と給付額の増額、給付型奨学金の創設並びに入学者選抜手数料、入学金及び寄宿舎料の減免など、修学支援制度の拡充を求めます。

41 介護事業所・障害福祉サービス事業所に対する支援

【厚生労働省】

令和3年4月から介護報酬及び障害者福祉サービス等報酬が改定されるとともに、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な措置として、令和3年9月末までは基本報酬の上乗せ、令和3年12月末までは補助金の交付が行われましたが、その後については措置されていません。しかし、新型コロナウイルス感染症への対応は続いており、事業所の運営を圧迫しているとともに、今般の食材費や光熱費の高騰が事業所の厳しい運営に拍車を掛けています。

これらについて、令和6年4月の報酬改定に反映するとともに、状況に応じて臨時の報酬改定を行うなど、質の高い福祉サービスを継続して提供できる基盤を整備するよう求めます。加えて障害福祉の通所事業所において感染症等の影響により利用者が減少した場合にも、介護報酬と同様な加算措置が講じられるような制度の創設を求めます。

なお、制度の設計に当たっては、利用者、保険者及び都道府県に過大な負担を課すことがないよう配慮を求めます。

42 信用保証協会への損失補償に対する財政支援

【経済産業省】

既に取扱期間が終了している実質無利子・無担保の新型コロナウイルス感染症対応資金は、市町村制度融資からの借換えを含め、相当な金額が融資実行されており、本県から信用保証協会に対する損失補償も多額になることが見込まれます。

このことについては、全国信用保証協会連合会への補助を通じて一定の財政措置が講じられているところですが、依然として県の負担が大きく、今後損失補償額の増加が見込まれるため、一層の財政措置の拡充を求めます。

【震災・新型コロナウイルス感染症関連以外】

43 外国人住民への日本語教育の充実に向けた支援

【内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省】

近年、県内在住外国人の増加・多国籍化が進行する中、外国人が地域社会の一員として自立した生活を送るために、日本語教育の公的な仕組みの構築が求められています。国においては、日本語教育の推進に関する法律の制定により、地域の状況に応じた支援が設けられたほか、日本語教育を適正かつ確実に実施していくための日本語教育機関の認定制度等について検討が進められており、本県においては、将来的な地域定着も見据え地域で留学生を受け入れる公的な日本語教育機関の開設に向け準備を進めています。

県内では、場所や人材、ノウハウ等が不十分であるなど、日本語教育の質の維持向上を図ることが困難な地域も多いことから、専門人材による日本語教育を継続的に実施するための支援や、公的な日本語教育機関をはじめ学習環境の確保に向けたハード整備に対する支援など、地域の課題に応じた総合的な支援の拡充を求めます。

44 国土強靱化の加速化とインフラ長寿命化に向けた財源の確保

【内閣府・総務省・財務省・農林水産省・国土交通省】

急激な人口減少社会の到来、加速する公共施設等の老朽化、気候変動に伴う頻発化・激甚化する自然災害リスクの増加などの全国的な課題に対し、本県でも的確に対応していくことが必要不可欠です。

つきましては、大規模化・多様化する災害への対策の強化、生活を支える社会資本等の整備、維持・管理体制の充実などを図るため、社会資本整備総合交付金等の通常予算を確実に措置するよう求めます。

また、道路ネットワークの機能強化や流域治水対策、漁港・漁村や農業施設等の防災機能強化、山地災害対策などの取組を一層加速するため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等に必要な予算を総額確保するとともに、通常予算とは別枠で、当初予算としての計画的な予算措置、及び地方財政措置の拡充もあわせて講じるよう求めます。

加えて、5か年加速化対策期間後も中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に

対策を講じる必要があることから、新たな国土強靱化基本計画に基づき、必要な予算を別枠で確保すること等の制度設計について十分配慮するよう求めます。

さらに、予防保全型の維持管理・長寿命化を着実に実施していくために必要な予算を確保するとともに、補助率の引上げや補助採択基準の緩和などを講じるよう求めます。

45 仙台空港の空港運用時間延長に伴う柔軟な対応

【法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省】

仙台空港については、平成28年7月から国管理空港として初めて仙台国際空港株式会社による民間運営が開始され、令和元年度には旅客数が371万人となり3年連続で過去最高を更新するなど、民営化の成果が着実に現れていましたが、令和2年度から令和4年度にかけての旅客数・貨物取扱量は、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受け、大幅に減少しています。

落ち込んだ仙台空港の旅客数・貨物取扱量の本格的な回復と一層の増加に向けては、民営化による機動性と併せて、24時間化空港のメリットを最大限に活かし、航空会社のニーズに的確に応じた柔軟な空港運用を行うことが重要となることから、管制の適切な対応及びC I Qの人員体制等の予算の確保などについて、柔軟に対応するよう求めます。

46 原子力災害時における避難機能を有する道路の整備

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省】

東北電力女川原子力発電所2号機の再稼働に当たっては、避難計画の実効性をより向上させていくためにも、避難機能を有する道路整備が重要であり、そのためには、原子力施策を担う国が主体となって取り組むことが必要です。

つきましては、原子力災害時に避難機能を有する道路のうち、令和4年度から国直轄権限代行により新規事業化された国道398号沢田工区の早期完成、及び直轄負担金についての県の財政負担の一層の軽減に向けた支援を求めます。また、県道女川牡鹿線大谷川浜小積浜工区及び県道石巻鮎川線風越Ⅲ工区の2事業についても、整備に必要な予算を確保するとともに、補助率のかさ上げ、地方財政措置の拡充又は原子力発電所に係る交付金の対象範囲の拡大等により、整備に係る地方負担を求めるとの制度設計とすることを求めます。

47 海岸保全施設（水門・陸閘）の適正管理に要する財政措置の拡充

【総務省・財務省・農林水産省・国土交通省】

本県が管理する水門・陸閘については、東日本大震災による教訓を基に津波対策として新たに整備していることから、管理延長及び施設数が増加しています。また、施設操作者の安全確保及び確実な操作を行うため、水門・陸閘の多くを自動化、遠隔操作化する必要が生じ、その施設管理に係る費用が増大しています。これらは、東日本大震災により被災

した地域特有の大きな課題となっています。

つきましては、水門・陸閘の自動化、遠隔操作化等による整備に伴い、今後増大する修繕費や更新費について国庫補助率のかさ上げ及び維持管理費用を地方交付税の算定基礎数値へ算入するなどの財政上における支援措置を求めます。

48 DX推進のための財源確保及び制度拡充

【内閣府・デジタル庁・総務省】

デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプは、本県の「みやぎ情報化推進ポリシー」に掲げる重点目標「地域の課題解決と活力の創出」などの実現に向けて有効な制度であることから、引き続き十分な予算の確保と継続的な支援を求めます。

また、現在、デジタル実装タイプのTYPE 1～3は、優良モデルを横展開する取組と、データ連携基盤を活用する取組のみが対象となっていますが、マイナンバーカードを活用して地域の課題解決に取り組むデジタル身分証アプリなど、地域の実情に応じた効果が認められる取組については、新たな開発・導入を行う場合であっても交付対象とするなど、交付要件の緩和や制度の拡充を求めます。

49 地方分権の着実な推進

【内閣府・総務省・財務省】

都道府県や市町村が、多様化し増大する行政ニーズに効果的・効率的に取り組み、住民サービスの向上を図るためには、権限と財源を国から地方へ大幅に移譲する地方分権を押し進め、個性を活かし自立した地方をつくることのできる体制の整備が必要です。提案募集方式の導入や数次にわたる地方分権一括法の成立による国から地方公共団体などへの事務・権限の移譲等に関する見直しなどの地方分権改革については、改革の理念に則り、さらに推進するよう求めます。あわせて、人口減少や高齢化社会など、我が国が直面する困難な課題に立ち向かっていくためには、地方分権の究極の姿である道州制を導入することが必要であることから、その実現に向けた具体的な取組を促進し、国と地方の役割分担に見合った税財源の大幅な移譲を推進するよう求めます。

50 広域防災拠点の整備

【内閣府・財務省・国土交通省】

本県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後起こり得る大規模災害に効果的に対応するためには、傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化、広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保、物資輸送中継拠点の整備等が必要であると強く認識したことから、その中核的機能を担う広域防災拠点を整備するとともに、これを核として圏域防災拠点や地域防災拠点等と相互連携することにより、被災地の災害対応をより円滑に支援する体制を構築する取組を進めています。

この広域防災拠点の整備事業について、引き続き必要な財政措置を講じるよう求めます。加えて、平成 28 年 3 月に国土交通省が策定した東北圏広域地方計画においては、日本海側と太平洋側の広域連携強化の一環として広域防災拠点の整備が位置付けられたところであり、広域災害発生時における国の現地災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな設置が必要なほか、県の枠組みを超えて域外からの活動要員等の活動拠点や人員の展開・物資の集配のための中継拠点となる一定の空間オープンスペース確保のため、中核的な広域防災拠点を本県内に整備するよう求めます。

51 民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新に係る財源の確保

【内閣府・財務省・国土交通省】

人口減少社会を迎え、料金収入が減少していく一方で、これまで建設した下水道施設の老朽化が進み、今後、施設更新費用の増大が見込まれます。

本県では、予防保全による改築更新費用の低減を図るため、下水道施設全体を対象とした長期的な更新に向け、ストックマネジメント計画を策定し、効率的な事業執行に取り組んでいるところですが、改築更新が必要な施設の増加に伴う費用の増大に対し、対応が困難となっています。また、民間の経営ノウハウや技術力を最大限活用し、維持管理費や更新投資の抑制を図り、経営の安定化を実現するため、上工下水一体官民連携運営（みやぎ型管理運営方式）を令和 4 年度から開始しており、民間事業者が効果的な施設運営を行う上で、事業開始直後の設備投資が重要であるとともに、計画的かつ確実な改築費用の確保が求められています。

下水道施設は、衛生的で快適な生活環境等を支える重要な社会資本であることから、着実な機能確保による持続的なサービスの提供及び、民間の力を活用した経営安定化への着実な推進に向けて、引き続き、改築更新費用に係る確実な財源の確保を求めます。

52 ダム設備の長寿命化対策に係る財政支援の強化

【総務省・財務省・国土交通省】

県内の多くのダムは、建設から 40 年以上が経過し、設備の老朽化が深刻化していることから、本県では、予防保全による設備更新費用の低減と平準化を図るため、ダム長寿命化計画を策定し、計画的な更新、効率的な事業執行に取り組んでいます。設備の更新費用に対し、十分な予算が確保できず、対応が困難な状況です。

近年の豪雨災害の頻発化、激甚化に伴い、既存ダムの洪水調節機能の強化による事前放流の実施など洪水時にダムを最大限活用することが非常に重要となっており、異常事態に備えたダムの適正な管理、運用が必要です。

つきましては、ダムにおいて、適切な管理、運用が図られるよう、設備更新に係る必要な財源確保を講じるよう求めます。

53 地盤沈下等に伴う水害リスク増大に関する対策

【総務省・財務省・国土交通省】

東日本大震災による広域地盤沈下や近年の異常気象に伴い、雨天時浸入水の増加による下水道の溢水被害、内水浸水被害が頻発しており、その対策が急務となっています。

しかしながら、浸入水対策や内水浸水対策には長い期間と費用を要することから、財政基盤が脆弱な市町村にとっては、十分な対策が取れない状況です。特に内水浸水対策として整備された、雨水排水ポンプ場については、完成後の維持管理費が単独費による対応となり、大きな負担となっています。

つきましては、浸入水及び内水浸水対策に係る支援制度の見直しや、交付税措置対象の拡大等を求めます。

さらには、市町村が新たに設置した雨水排水ポンプ場の維持管理費につきましても財政上の支援措置を求めます。

54 新たな木材需要創出による木材産業の活性化

【総務省・農林水産省・国土交通省】

国内の森林資源が本格的な利用期を迎える中、持続可能な森林経営を実現するためには、安定した木材需要創出による、林業・木材産業の活性化が重要です。

しかし、これまで我が国の木材需要を支えてきた住宅分野では、人口減少に伴い、新設住宅着工戸数の減少が見込まれており、これに代わる新たな木材需要を創出するためには、公共建築物をはじめ、非住宅や中高層建築物の木造・木質化を、より一層推進する必要があります。

このため、先進的・先導的な大規模建築のみならず、普及性の高い中小建築物についても幅広く支援対象となるよう、補助対象の拡充や補助率の引上げなど、既存制度の見直しを求めます。また、予算規模の拡大や地方財政措置の拡充など、地方公共団体や民間事業者における建築物への木材利用の取組に対する支援の強化を求めます。

55 地方に対する規制緩和（職業能力開発校への留学生受入れ等）

【法務省・文部科学省・厚生労働省】

令和3年度に行った地方分権改革に関する提案募集において、日本での就職を希望する留学生の地方の中小企業への就職を促進するため、出入国管理及び難民認定法別表第1の4の留学の項の下欄における「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」として、職業能力開発校を追加するとともに、留学生が職業能力開発校の職業訓練を修了した場合には、同法別表第1の2に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすることを求めました。

しかし、令和4年12月20日に閣議決定された「令和4年の地方から提案等に関する対応方針」においては、「民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」として結論を先送りされた状況で

す。

つきましては、人手不足に悩む地方の中小企業の労働力確保と、地域経済の活力維持・向上を図るために当該規制緩和が必要であることから、早期実現を求めます。

56 水素社会の実現に向けたモビリティ分野における水素利用の促進

【経済産業省・国土交通省・環境省】

モビリティ分野における水素利用促進のため、商用水素ステーション整備を推進し、地域での自立的な経営が確保されるまでの間、十分な運営費支援を行うとともに、整備・運営費の削減に資する規制改革を着実に実施するよう求めます。

さらに、バス、タクシーやトラックなど商用車における燃料電池（FC）車両の普及拡大に向けた導入支援制度の拡充に加え、導入に伴い費用負担が生じる燃料価格差等への新たな支援制度の創設など、導入事業者が安定した経営を維持できるよう必要な財政支援を求めます。また、FCトラックについては、早期の量産化による価格低減や多車種展開が図られるよう技術開発を推進することを求めます。

あわせて、FCフォークリフトなど産業用車両の普及には専用の水素供給施設が不可欠であることから、車両の導入費支援の拡充・継続とともに、自家用水素供給設備の整備に対する支援制度の創設を求めます。

57 災害救助法の適切な運用

【内閣府・復興庁】

災害救助法について、県内全域又は県境をまたぐような広域的災害の場合、同じ災害で住家被害が同程度であるにも関わらず、発災直後の避難者数により被災市町村間で法の適用にばらつき・不均衡が生じるというケースが今後ますます増加していく恐れがあるため、近年の災害態様や被災状況等を踏まえ、避難者数以外の観点でも、発災後速やかな災害救助法の適用が可能となるよう4号基準の見直しを求めます。また、同一の災害における災害救助法の適用に関して、被災市町村間に格差や不均衡が生じることのないよう、適用基準の弾力的な運用を求めます。

58 困難を有する子ども・若者やその家族への支援に対する予算措置

【内閣府・財務省】

本県の子ども・若者の抱える課題は、不登校やひきこもり、ニート、貧困など様々な要因が複合的に絡み合い複雑化しています。このことから本県では、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者総合相談センター」を国の求めに応じて設置し、子ども・若者の様々な問題について個々の状況に応じたきめ細かな支援を行っています。

つきましては、当該センターを県内全域に広げ一層の支援体制の強化を図るため、現在、設置自治体で全て負担している「子ども・若者総合相談センター」の運営費用について、

十分な予算措置を求めます。

59 義務教育段階における学校給食費の無償化

【内閣府・文部科学省】

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上でも重要な役割を果たすものです。

学校給食法の定めにより、学校給食に係る経費のうち、食材料費等は児童生徒の保護者が負担することとなっている一方で、近年、地域の実情に応じて、子育て支援や定住促進、さらには昨今の物価高騰対策に対する負担軽減などの観点から、給食費の無償化に踏み切る自治体が増えてきています。

居住している地域により、家庭の負担に差が生じることがないように、義務教育段階での学校給食無償化に向け、国全体として学校給食費等の負担の在り方を整理した上で、法改正等の必要な措置を講じるとともに、その経費については全額国庫負担により措置することを求めます。

60 デジタル社会推進のための技術的支援及び財源の確保

【デジタル庁・総務省】

国においては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民生活に直結する基幹系 20 業務に関し、標準仕様に準拠して開発されたシステム（標準準拠システム）の利用を自治体に義務づけており、また、全国規模のクラウド基盤（ガバメントクラウド）に構築した情報システムを各自治体が令和 7 年度までに利用するよう努めることとされていますが、全自治体が短期間に集中してシステムを移行することとなるため、県・市町村ともに、その対応に懸念を示しているほか、市町村からは、現行の補助制度ではシステム移行に要する経費を賄うことができないとの声が多数寄せられています。

つきましては、各自治体のシステムの実情に応じた移行を適時適切に実施するため、各自治体のシステム移行に関する現状把握をより丁寧に行い、移行時期の延長等も含めた柔軟な対応と円滑な移行のための財源確保・拡充を求めます。

61 地方財源の確保

【総務省・財務省】

（1）地方税財源の充実・強化

イ 地方交付税の総額確保・充実

地方一般財源の確保に当たっては、地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・充実を求めます。また、地方財政計画において生じる財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、多額の臨時財政対策債の発行によるのではなく、

地方交付税法第6条の3第2項の規定により国税の法定率を引き上げるなど、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すよう求めます。

ロ 地方財政計画の適正化

地方財政計画の策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響や地方税収の動向を注視し、実態に即した税収を的確に見込むとともに、歳出においても、社会保障関係費のみならず、公共施設の老朽化対策経費や近年、従来の想定を上回る規模で激甚化している自然災害対策経費、地域社会のデジタル化等の財政需要を適切に反映させるなど、引き続き地方の実情への配慮を求めます。また、地方負担の生じる制度改革等、地方に密接に関連する制度改革については、「国と地方の協議の場」を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせないよう配慮を求めます。

ハ 地方税体系の充実・強化

今後確実に増加が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地域間の財政力格差に留意し、引き続き、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築に努めるよう求めます。

(2) 社会保障制度改革と財源確保

社会保障制度改革は、国と地方の双方が協力して推進する必要があるとの基本的な認識を堅持するとともに、社会保障に果たす地方単独事業の役割を重く受け止め、その実施に必要な財源を確実に確保・措置するよう求めます。さらに、人口減少や少子高齢化の進展による地方負担の増加についても、地方財政計画に的確に反映し、確実に財源を確保するよう求めます。

62 地域医療対策の充実

【総務省・厚生労働省】

地域医療体制の整備の取組に対する財政的支援の充実・強化のため、医療提供体制推進事業費補助金を満額措置するとともに、地域医療提供体制を担う医療機関の採算性を確保するために、診療報酬、補助金及び交付金を充実するよう求めます。

また、地域の高度救急医療を継続して確保していくため、自治体病院が開設する救命救急センターについて、安定的に運営できるよう財政的支援を充実・強化するとともに、救急安心センター事業について、県民からの相談に係る電話がつながりやすくなるよう、都道府県への交付税措置の充実と、応答率の向上に向けた対応策の検討を求めます。

63 地域医療介護総合確保基金の財源確保及び弾力的な運用

【総務省・厚生労働省】

地域医療介護総合確保基金は、国の内示日は夏以降となっており、年度当初から事業に着手できないことで、事業の円滑な実施に支障が出ています。また、当該基金の都道府県

負担分に関しては、地域の医療提供体制の整備などに必要となる財政支出に対して、十分な地方交付税が確保されていません。さらに、介護施設等における新型コロナウイルス感染症発生施設等向けの補助金は本基金に位置付けられているものの、必要な一般財源を賄うほどの普通交付税措置はされていません。

つきましては、新型コロナウイルス感染症関連事業のうち高齢者施設等における感染症対策事業については、全額、国で負担するなど、都道府県の財政事情に配慮した適切な財政措置を講じるよう求めます。また、年度当初から事業を実施できるよう、交付スケジュールを前倒しするとともに、事業区分間の流用が可能となるよう運用の弾力化を求めます。

64 日本型直接支払における財源確保と地方財政措置の充実

【総務省・農林水産省】

農業・農村の有する多面的機能は、国民に多くの恵沢をもたらす、極めて重要な機能であり、地域資源の保全及び質的向上を図る共同活動や、中山間地域における営農継続、環境に配慮した営農活動等に対して行政が支援し、多面的機能が適切に維持及び発揮されるよう推進していく必要があります。特に地域の要望が多い施設の長寿命化では、要望額の7割程度の予算措置に留まっており、県及び市町村の財政負担軽減のため、日本型直接支払の十分な予算措置を求めます。また、近年多発する集中豪雨等への対策として洪水被害を緩和する「田んぼダム」を広域的に推進するため、農業者のみで構成される活動組織でも取り組めるよう制度拡充を求めます。

65 流域治水の推進に向けた農業用排水機場の施設管理に係る支援の拡充

【総務省・農林水産省】

農村地域の混住化が進行する中で、近年の豪雨等の自然災害の激甚化を踏まえ、市街地や集落の湛水被害を防止・軽減させる農業用排水機場の適切な機能発揮が求められており、その運転経費が施設者の大きな負担となっています。

現在、農業水利施設の管理に対する国補助事業の対象は、国営造成施設又は国営附帯県営造成施設に限られています。

今後、国土強靱化の一環として、流域全体で関係者が協働し、水害対策に取り組む流域治水を推進するためにも、地域防災に寄与する農業用排水機場の運転に対する支援が必要不可欠であることから、施設管理に関する国補助事業の対象に県営造成施設を含めるよう対象施設の拡充を求めます。

加えて、エネルギー価格の高騰により、施設管理者である土地改良区の負担がより一層増しており、構成員である農業者への影響が大きいことから、引き続き、エネルギー価格の高騰状況を踏まえながら、運転経費の負担を軽減する対策を講じるよう求めます。

66 森林環境譲与税の配分基準及び地域林政アドバイザーに係る特別交付税措置率の見直し

【総務省・農林水産省】

森林環境税及び森林環境譲与税は、地球温暖化防止や災害防止等の森林の有する公益的機能を維持・増進する観点からも、私有林人工林面積が大きく森林整備が必要な自治体に、より手厚く配分されるよう配分基準の見直しを求めます。

また、地域林政アドバイザー制度については、林業行政を担当する職員が少なく、森林整備のノウハウも不足している市町村が活用しやすい制度となるよう、現在の特別交付税措置率を引き上げるなど見直しを求めます。

67 津波浸水想定設定に伴う対策費用の財政的支援

【総務省・国土交通省】

本県では、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波浸水想定を設定し、令和4年5月に公表しましたが、東日本大震災による津波浸水実績と比べ、浸水面積の拡大や浸水深の増加が確認されました。

今後、市町においては津波ハザードマップの作成や避難施設の再整備など、確実に避難するための対応が求められています。

令和4年10月には日本海溝・千島海溝型地震の特措法に係る特別強化地域に県内全ての沿岸市町が指定されたことにより、現行の補助制度での国費率がかさ上げされるなどの特例措置は講じられるものの、自治体の予算確保が困難な状況は依然として継続しており、減災対策の遅れが懸念されます。

つきましては、現行交付金事業の十分な予算確保や地方負担額への起債充当率の引上げなど、財政上の支援措置を求めます。

68 土砂災害警戒区域等の指定促進と砂防関係施設の整備促進のための財政的支援

【総務省・国土交通省】

これまで本県では、土砂災害から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害のおそれのある箇所への砂防関係施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を順次進めてきました。今後も砂防関係施設の整備と併せて、既指定区域の地形改変の有無や、土地利用状況の変化を確認し、区域指定等の見直しを確実に実施していくことが求められています。

加えて、令和2年8月の土砂災害対策基本指針の改定により、より適切な区域指定のため高精度な地形情報に基づく基礎調査の実施が求められており、その調査に要する費用が早期に区域指定する上での課題となっています。

つきましては、必要な予算の確保及び国費率の引上げ、地方負担額への起債充当や交付税措置等財政上の支援措置を求めます。

あわせて、砂防関係施設の整備による土砂災害の危険の解消を促進するため、補助・交

付金事業の採択基準の緩和を求めます。

69 特別支援教育の充実

【財務省・文部科学省】

障害のある児童生徒の就学先については、学校教育法施行令の改正により、これまでの障害の状態に加え、学校や地域の教育体制の整備状況も含めた総合的観点から個別に判断・決定する仕組みへと改められ、市町村の小中学校へ就学する機会が増えており、多くの市町村が受入れ体制を整備している一方、特別支援教育に係る教員の資質向上や特別支援教育支援員の配置に係る財政負担など対応に苦慮している状況です。

つきましては、市町村が、本人・保護者の意見を最大限尊重し就学先を決定することができるよう「合理的配慮」の充実のための特別支援教育支援員の増員など、財政措置の拡充を求めます。また、幼児期から高等学校卒業後までを見据えた切れ目ない支援体制の構築に向けた特別支援教育の充実について、一層の財政的支援を求めます。

70 特別支援学校における医療的ケア看護職員の定数配置

【財務省・文部科学省】

学校に在籍する医療的ケア児は年々増加するとともに、人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアを必要とする児童生徒が学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつあります。

令和3年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、学校の設置者は在籍する医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有するとされました。

こうした中で、安全な学習環境の整備を図るため、医療的ケア看護職員等の配置に係る財政支援を拡充するとともに、医療的ケア看護職員を公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律において教職員定数に位置付けるなど、学校における看護職員の安定的な配置に向けた必要な措置を講じるよう求めます。

また、医療的ケア児の通学支援に向けて、地域の実情に応じた財政的支援を求めます。

71 障害福祉サービス事業者等の不正への対応

【財務省・厚生労働省】

指定障害福祉サービス事業者等が介護給付費等を不正に受領し、不正利得返還請求に応じられない場合の国庫負担金については、市町村が負担しなければならないことになっていきます。このことは、福祉制度の担い手である市町村の財政を悪化させることになりかねないことから、事業者が実際に市町村に返還した介護給付費等の額に相当する金額に応じて、市町村が国庫負担金を返還するなどの仕組みを構築することを求めます。

72 障害者就労施設等からの優先調達の推進強化

【財務省・厚生労働省】

障害のある人が就労を通じた社会参加を実現し地域社会で自立した生活を送るためには、経済的な基盤を確立することが重要であり、そのためには障害者就労施設における業務の確保を促進する取組が必要です。

官公庁においても、優先的に障害者就労施設から物品や役務の調達を推進することとしていますが、優先調達の制度が適用されていないために、障害者就労施設が業務遂行能力を有しているにもかかわらず、受注機会を逸してしまう事例（国立国会図書館資料のデジタル化業務等）が生じています。

つきましては、障害者就労施設の業務の受注拡大に向けて、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令において、随意契約できる場合として障害者就労施設からの調達を追加する改正を行うとともに、積極的に優先調達を進められるよう各省庁等への一層の働きかけの強化を求めます。

73 職業能力開発校設備整備費等補助金に係る十分な予算措置

【財務省・厚生労働省】

本県の職業能力開発校については、企業の大部分を占める中小企業の、主として建設業、製造業部門の若年技能者を養成するため、新規高等学校卒業者等を対象とした職業訓練を実施することで、本県産業の発展の一翼を担ってきました。しかし、近年は、少子化等の影響による若年者の人口減少や、企業ニーズを踏まえた知識・技能の高度化、業務の複合化への対応が求められているほか、多くの施設が築年数を経過している状況にあることから、令和3年3月に「宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画」を策定し、効率的・効果的な校運営の観点から、将来を見据えて現在の5校を1校に再編して、令和10年4月の開校に向け新設校を整備することとしています。

つきましては、職業能力開発校の抜本的な再編整備を推進するためにも、令和6年度から令和9年度まで継続的な財政支援が必要であることから、職業能力開発校設備整備費等補助金の十分な財源の確保を求めます。

74 海洋環境の変動等に対応したサケふ化放流事業への支援

【財務省・農林水産省】

本県の重要な水産資源であるサケについては、近年、回帰資源が著しく減少しており、種卵の不足やサケふ化放流団体の経営の悪化等、ふ化放流事業の継続に大きな影響を及ぼしています。資源減少の要因には、本県沿岸や北洋海域における海水温上昇など海洋環境の変動による北上期の稚魚の生残率低下が指摘されていることから、稚魚の減耗要因の究明や回遊経路に係る広域的な調査研究の充実、海洋環境の変動に対応した新たな種苗生産・放流技術の開発等に引き続き取り組むとともに、県外からの種卵確保に係る経費への支援など、サケ資源の回復に向けた支援制度の拡充を求めます。

また、ふ化放流事業の継続のため、ふ化放流団体への経営支援策を創設するなど、国主導によるサケふ化放流体制の抜本的な再構築に向けた取組を求めます。

75 工業用水道事業における災害復旧費用予算の確保

【財務省・経済産業省】

本県の工業用水道事業は、長期間にわたった景気の低迷やリサイクル技術の向上による契約水量の減少に加え、東日本大震災による企業の撤退により大変厳しい経営状況です。そのような中、昨今の激甚化・頻発化する災害により工業用水道単独施設のみならず水源施設としている多目的ダム等の共同施設も被害を受けました。

工業用水道事業の円滑な運営を行う上で、異常な自然現象による被害を受けた施設に対する確実な復旧が不可欠であることから、工業用水単独施設はもとより水源施設等共同施設に対しても確実な災害復旧予算の確保を求めます。

76 流域治水の推進に係る防災・減災対策の予算確保

【財務省・国土交通省】

近年の気候変動に伴い、水災害が激甚化・頻発化しており、平成27年関東・東北豪雨と令和元年東日本台風に引き続き、令和4年7月の大雨では、県北部を中心に堤防決壊が発生するなど、甚大な被害をもたらしました。

このため本県では、これまで以上に、あらゆる関係者が協働してハード・ソフトが一体となった水災害対策を行う流域治水の取組を推進し、防災・減災対策を加速化・深化させることが急務となっています。

このことから、県内各水系における流域治水の取組を一層推進するため、河川改修や維持管理等の防災・減災対策に加え、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの更新費用などのソフト対策に要する費用についても増加していくことから、必要な予算の十分な確保と弾力的な措置を求めます。

77 国際拠点港湾仙台塩釜港の整備促進

【財務省・国土交通省】

東北唯一の国際拠点港湾である仙台塩釜港は、宮城及び東北地方発展のため、立地企業の競争力強化や新たな産業の集積を目指しており、そのためには、物流の2024年問題への対応を含めた港湾機能の強化や、臨海部の脱炭素化に向けた取組が急務となっています。

また、東日本大震災に起因した土砂流入や地盤隆起などによる航路・泊地の埋没による貨物船の減載入港、浚渫土砂の処分地確保、港内静穏度の確保及び切迫性が指摘される大規模地震時における港湾物流機能の維持を目的とした耐震強化岸壁の早期整備が不可欠です。

このため、以下のとおり、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の財源に

よる整備促進を求めます。

- (1) 物流の2024年問題への対応、港湾の脱炭素化に向けた取組に係る技術支援
- (2) 浚渫土砂等の受入先となる海面廃棄物処分場の整備促進
- (3) 海面廃棄物処分場整備と合わせ、水深不足で減載入港が生じている航路・泊地の浚渫の促進
- (4) 雲雀野地区国際物流ターミナル整備事業における防波堤（南）の整備促進
- (5) 雲雀野地区の耐震強化岸壁の整備促進

78 管理型産業廃棄物最終処分場の整備に係る財源の確保

【財務省・環境省】

昭和54年度から運用している公共関与による現処分場については、東日本大震災での災害廃棄物の埋立てによる残余年数の減少等もあり、非常に逼迫した状況にあることから、後継となる処分場の整備に向けて、令和3年6月に最有力候補地を公表して以降、住民協議を重ね、令和4年9月に新たな処分場の整備に関する基本協定を締結し、令和9年度中の運用開始を目指して各種調査等を進めているところです。

管理型産業廃棄物最終処分場は、地域の生活・産業を下支えする不可欠な社会基盤ですが、整備に当たっては、周辺住民の理解を得ることが相当に難しい実態もあることから、全国的にも公共関与型での整備が進められている状況です。

令和6年度以降において、複数の地方公共団体が公共関与型による整備を予定・計画している中で、国においては、国が補助対象経費の4分の1を上限に補助する廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金についても、全国の要望額に対応できるよう十分な財源の確保を求めます。

79 流域治水対策を推進する田んぼダム等の取組支援制度創設

【農林水産省・国土交通省】

本県では、流域治水対策として水田の持つ雨水貯留機能を最大限に活用する田んぼダムや農業用ため池などの非かんがい期等の空き容量を活用し、洪水の一時貯留機能を発揮する取組を推進しています。

田んぼダム等の取組は、水田の落水装置の管理やため池の落水操作等の負担増を伴うことから、上流部から下流部までの流域全体の関係者の合意形成を図り、現行の多面的機能支払交付金制度の活動範囲に限定しない広域的かつ継続的に取り組む仕組みづくりが課題です。

このため、著しい浸水被害が発生、又は想定される地域において、流域治水計画に田んぼダム等の計画を位置付けた市町村に対して、取組に対する流域全体の合意形成、施設等の整備、見回り点検、実績確認及びため池操作等の活動支援を目的とした、農家負担を伴わない交付金等の支援制度の創設を求めます。

80 地域と共生した再生可能エネルギーの導入に向けた制度構築

【経済産業省・環境省】

固定価格買取制度導入後、本県においては、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー発電設備の導入が拡大しています。その一方で、発電設備の導入に当たっては、土砂災害や景観、環境への影響を懸念する地域住民の声が高まっているほか、地元自治体等に対して設置を反対する要望等も出されています。また、近年では、固定価格買取制度の買取単価の低下などから本制度によらない自家消費型発電設備等の導入が増加しており、今後このような発電設備も含めた事業規律の強化や設備情報の把握が必要です。

つきましては、再生可能エネルギー発電設備の導入に当たっては、再エネ特措法に基づく認定の有無にかかわらず、土砂災害の危険がある区域での事業実施手続の厳格化や、廃棄費用の積立ての義務化、関係法令に違反した場合の発電事業の停止措置の導入など、一層の規律強化を図るほか、把握が困難な自家消費型発電設備等の情報を自治体が適正に把握することができる仕組みを構築することを求めます。

81 再生可能エネルギー発電設備に係る環境影響評価手続の強化

【経済産業省・環境省】

本県では、山間地域において大型の風力や太陽光の発電施設導入計画が増えています。これらの多くは環境影響評価法や同条例の対象規模となりますが、事業者による地域とのコミュニケーションが形式的なものに留まってしまい、地元住民の反対運動に発展しているほか、一定地域への集中に伴う累積的な影響への対応やアセス逃れにつながる近隣事業の一連性判断に苦慮するなど、制度的な課題が生じています。また、固定価格買取制度により立地場所や規模が縛られ、事業計画の変更誘導が困難な状況です。

つきましては、環境影響評価法について、早期段階からの十分な住民説明会や関係図書継続的公開の義務化のほか、累積的影響評価に係る国の関与や一連性の該当性に係る基準の明確化など制度的枠組を見直すよう求めます。

あわせて、環境影響評価手続の過程で行う環境影響低減に向けた発電出力減少等の計画変更については、当初の固定価格買取制度に係る認定を維持する仕組みに見直すよう求めます。

82 新幹線鉄道騒音対策の強化

【国土交通省・環境省】

新幹線鉄道の開業以来、県内沿線において環境基準 70 d B が達成されておらず、県民から低周波音を含めた騒音の苦情が寄せられています。これまで東日本旅客鉄道株式会社に騒音・振動対策を申し入れてきましたが、一向に改善が認められません。国の要綱等で土地利用対策が示されていますが、既市街化地域での対応は非常に困難であり、国が環境基準を満たすための効果的かつ速やかな音源対策等の実施を同社に指導し、主体的に沿線の騒音対策に取り組むよう求めます。また、東北・上越・北陸新幹線の沿線 10 県の公害担当

課長で構成する協議会へ国土交通省が参加することを求めます。

さらに、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定については、国が定期的な見直しを求めています。自治体の財政的な負担が大きいことから、十分な予算措置を求めます。

加えて、新幹線鉄道走行による低周波音の環境影響に対する県民の不安に自治体が適切に対応できるよう、早期に低周波音に係る測定・評価方法及び健康影響を示すことを求めます。

83 地方創生のための財源確保

【内閣府】

デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプは、若者の県内定住、移住・定住の推進及び関係人口の創出・拡大など、各自治体の地域再生計画に基づき、地方の実情に応じた地方創生の取組を深化させるために有効な制度であるが、令和5年度は地方が希望する事業が財源不足を理由に実施できない状況にあるため、事業完了期間まで安定的に予算を確保するとともに、同交付金に係る地方負担について現行の地方財政措置を継続的に講じることを求めます。

また、変更申請時期が限られていることや事業費の変更可能額に上限が設定されていることにより、実情に応じた課題解決に向けた取組の推進の支障となり得ることから、より弾力的で柔軟な制度運用とすることを求めます。

84 地方消費者行政の充実強化に向けた財源確保と制度改善

【内閣府】

消費生活センターの運営や消費生活相談員等の確保等の財源となる地方消費者行政強化交付金の地方消費者行政推進事業について、活用期間までの所要額の総額を確保することを求めます。また、地方消費者行政強化事業については、成年年齢引下げに対応する若年者への消費者教育の推進等のため、補助率を引き下げる要件を撤廃するとともに、補助率のかさ上げや使途の拡充など制度の改善を図ることを求めます。

あわせて、新型コロナウイルス感染症や自然災害など非常時においても、地方消費者行政を安定的に推進できるよう、長期的・継続的な支援を行うことを求めます。

85 原子力災害医療体制の構築

【内閣府】

本県では、原子力災害拠点病院として、東北大学病院、仙台医療センター及び石巻赤十字病院を指定し、原子力災害医療体制の構築を進めています。

原子力災害拠点病院は、新たに原子力災害医療派遣チームを保有し、原子力災害が発生した際には、原則として被災道府県の原子力災害拠点病院に派遣されることとなっていますが、状況によっては、当該原子力災害拠点病院の外での活動も求められる場合もあり、

チーム員が被ばくする可能性もあり得ることから、チーム員の活動限度の目安等となる被ばく線量の上限を設定するよう求めます。

また、原子力災害拠点病院は、原子力災害医療派遣チームの維持のほかにも、他の原子力災害拠点病院等との医療連携や教育研修・訓練の実施、関係機関への支援などを新たに実施する必要があり、円滑かつ充実した対応を図るため、原子力災害拠点病院の業務の運営に必要となる財政支援制度の創設を求めます。

86 保育士修学資金貸付等事業の継続

【内閣府】

保育士修学資金貸付等事業は、保育士を目指す学生等の経済的な負担を軽減するとともに、県内での就労を促進するという点においても、効果的な取組となっています。貸付決定に係る国の支援は昨年度増額されたところですが、本来の貸付期間である2か年分の貸付決定を行うには依然として残高が不足しており、今年度も単年度での貸付決定を余儀なくされています。このため、安定的な貸付事業の実施に向け、引き続き必要な予算措置を講じるよう求めます。

また、貸付に伴い作成する書類（貸付決定通知書、変更決定通知書、誓約書）が印紙税の対象となっており負担が生じていることから、「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置」（文部科学省）と同様に非課税とし、印紙税分を貸付原資に充当することが可能となるよう制度の改正を求めます。

87 保育士配置基準の見直し及び公定価格の充実

【内閣府】

安全で安心できる保育環境実現のため、配置基準、公定価格、加算等の改善を求めます。

配置基準については、子ども・子育て支援新制度に掲げられた1、4、5歳児の保育士配置基準の改善について、令和5年3月に公表されたこども・子育て政策の強化について（試案）を確実に実施することを求めます。

公定価格・加算等については、保育士の低い賃金水準が確保や定着につながらない大きな要因となっていることから、公定価格の地域間格差を是正し、地方でも保育士を確保しやすい単価設定とすることや、職員の配置基準を超えて保育士等を配置した場合に加算を行い、保育士の処遇改善を図るよう抜本的な制度の改善を求めます。

さらに、障害児や医療的ケア児を身近な地域の保育所等が受け入れられるよう、公定価格に必要経費を反映させた加算額を設定すること、副食費の公定価格と実経費に乖離があり、施設の負担が生じていることから、実態に即した公定価格の設定をすることを求めます。

88 医療費助成制度の創設

【内閣府】

子どもを安心して産み育てる環境づくりを進めるため、全国一律の子どもの医療費助成制度を創設するとともに、現物給付方式による制度の実施に伴う国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置は、対象年齢に関わらず廃止するよう求めます。

89 旧優生保護法一時金請求期限の延長

【内閣府】

旧優生保護法一時金については、これまで本県では113の方が認定され、一時金の支給を受けており、優生手術等を受けられた方の救済に大きな役割を果たしています。一方、旧優生保護法一時金支給法では、一時金の請求は施行日から5年間と限られており、令和6年4月23日が期限となっていますが、令和4年度においても、新たに7の方が一時金を請求されており、いまだ申請に至っていない方もいるものと推測されます。こうした状況を踏まえ、一人でも多くの方の救済につなげるために、旧優生保護法一時金の請求期限を延長することを求めます。

90 警察官の増員

【内閣府】

近年の治安情勢は、刑法犯認知件数が減少傾向にある一方、情報通信技術や交通網の飛躍的な発展により、特殊詐欺やサイバー犯罪を始めとした犯罪のスピード化・広域（国際）化・複雑化が一層進んでいるほか、殺人等に発展するおそれが高い児童虐待等の人身安全関連事案の取扱件数が年々増加を続けており、警察が担う責務は一層大きくなっています。また、本県では、平成30年に発生した交番襲撃（殉職）事案を受け、警察官の安全確保を目的とした複数勤務を実施していますが、これにより交番・駐在所を不在とせざるを得ない時間が増加するため、県民の要望に即応できないことが懸念されます。

平成29年度以降、本県に対する増員措置は見送られており、警察官1人当たりの負担人口は全国平均の486人を大きく上回る599人となっていることから、社会の変化や、これに伴う治安情勢の変容に的確に対応し、県民が安心して暮らせる安全な社会を実現するためにも、警察の活動基盤である警察官の増員を求めます。

91 警察車両の増強

【内閣府】

捜査用車両については、現状約1,400人の捜査員に対して、393台の整備内容となっており、1台を約4人で使用している状況です。

このような状況下において、初動捜査活動やその他の捜査活動に十分な捜査力が発揮できているとは言い難く、絶対的に捜査用車両が不足していることから、あらゆる警察事象

に迅速、的確に対処し、機動力を発揮した捜査活動等を行うためにも、捜査部門に対する警察車両を増強するよう求めます。

92 交通安全施設の整備充実に必要な予算措置

【内閣府】

本県では、宮城県交通安全計画に定める交通事故抑止目標の達成に向けた各種施策を推進するとともに、社会資本整備重点計画に従い、老朽化が進む交通安全施設等の戦略的な維持管理・更新、より円滑な道路交通と交通事故抑止を目的とした信号機の改良、交通管制センターの整備拡充、歩行空間のバリアフリー化、特に交通事故発生割合が高い区間、交差点等における事故危険箇所対策、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の整備等を図る必要があります。

また、災害発生時における避難路確保等の交通対策のため、停電時に信号機能停止を回避できる電源付加装置式信号機も整備する必要があります。

これらの諸対策を推進するために必要な予算措置を講じるよう求めます。

93 消防の広域化及び連携・協力に係る財政支援の充実

【総務省】

人口減少社会の到来及び高齢化が進む中で、消防力を維持・強化するためには消防の広域化が最も有効な対策ですが、消防本部間の消防力の格差、給与の不均衡の是正、広域化後における運営経費の負担増大等が阻害要因となっています。

また、広域化への進展が期待できる消防の連携・協力においては、既存の設備の更新時期の違いによる負担格差が障害となっています。

本県では消防広域化につなげるために、指令業務の共同化を進めていますが、財政支援措置の対象となる令和7年度までの実現は限定的な状況です。消防の広域化及び連携・協力事業の推進には、各種財政支援の充実が重要なことから、令和8年度以降についても緊急防災・減災事業債の対象とすることや、調査委託費に対する補助など、都道府県及び市町村等に対する財政措置の継続と一層の拡充を求めます。

94 条件不利地域の携帯電話等のエリア整備に係る財政支援の拡充等

【総務省】

令和4年3月に策定されたデジタル田園都市国家インフラ整備計画において、令和5年度までに居住エリアにおける不感地域を全て解消するとされ、おおむね整備が進んだ一方で、非居住エリアについては、災害時や緊急時には利用ニーズが発生するにも関わらず、依然エリア整備が進んでいない状況です。

令和2年度から携帯電話等エリア整備事業が見直され、非居住エリアの整備が補助対象とされたものの、当該エリアについては、条件不利地域にあるため、整備に係る経費が高

くなる傾向にあることから、十分に活用されていません。

このため、災害時や緊急時においても携帯電話が利用できるよう、全ての不感地域の解消に向け、補助率の引上げなど、国庫補助制度の拡充を求めます。

95 結核医療に関する地方財政計画額における単価の増額

【総務省】

適切な結核医療を継続的に確保するためには、地方財政計画により必要な経費が安定して計上される必要があります。

そのためには、今後の結核医療に係る地財単価を平成 26 年度の水準に回復するとともに、特別交付税の算定にも確実に反映するよう求めます。

96 部活動の地域移行に係る支援拡充

【文部科学省】

子どものスポーツ・文化活動の機会を確保・充実させ、学校の働き方改革等を踏まえた部活動の地域移行を行うためには、地域クラブ活動の運営主体となる団体の体制整備や指導者となる人材の確保、指導者の処遇等、地域クラブ活動が実施できる環境の整備が急務ですが、具体的な進め方や財政措置が示されておらず、会費や送迎など新たに生じる負担に不安を感じる県民もおり、地域では、その対応に非常に苦慮しています。

そのため、地域移行が円滑に行われるよう、国の責任において、必要性や目的、支援策を明確に示すことを求めます。

具体的には、地域クラブ活動を実施する運営団体・実施主体の整備充実のため、持続可能な運営に向けた体制整備や指導者の質の確保に係る、十分な予算措置等の支援を行うことを求めます。

また、市町村の財政状況や家庭の経済状況に関わらず、生徒がスポーツ・文化活動に親しむ機会を確保するには、会費や指導者への謝金、平日と休日の二重負担となることも考えられる保険料の負担など、新たに生じる保護者等の費用負担の課題が大きいことから、経済的に困窮する家庭の生徒に対して支援する等、国の責任において必要な財政措置を講じることを求めます。

97 公立義務諸学校の教職員定数の改善

【文部科学省】

新学習指導要領の円滑な実施や教員が一人ひとりの子どもと向き合う環境づくりなどの施策を確実に実施するため、普通学級の 35 人以下学級を中学校へも早期に拡大するとともに、特別支援学級の標準を 6 人以下に引き下げることを求めます。また、これらに係る教職員定数の確保を着実に実施するよう求めます。

さらに、不登校児童生徒の増加に伴う児童生徒の心のケアなどの業務量が増大している

ことから、心のケアなどの面でリーダーシップをとっている養護教諭の複数配置の標準の引下げや児童生徒支援に係る加配教員の増員を求めます。

加えて、都道府県及び市区町村教育委員会での指導主事の配置を充実できるよう、必要な予算措置や定数措置を図るとともに、充て指導主事については、国の行政機関の機構・定員管理に関する方針に基づく定数縮減計画から除外することを求めます。

これらの教職員に係る給与費については、義務教育に対する国の責務として必要な財源を確保するよう求めます。

98 教育支援センターの運営費等への公的支援

【文部科学省】

不登校児童生徒が年々増加する中、教育機会確保法を踏まえ、学校以外の学びの機会を一層確保することが重要となっています。学校以外の施設として、市町村の教育支援センターが考えられますが、不登校児童生徒の学習支援や自立支援を図る上で、個に応じた支援や体験を重視した活動等が重要であるものの、その実施には人材確保及び環境整備等を行う必要があり、そのための人件費や運営費が市町村の財政を圧迫しています。また、小・中学校と比べ遠方になり、交通費の負担も課題となっています。

このような状況を考慮し、児童生徒のニーズに応じた教育の機会を確保するために、市町村の教育支援センター等の公的機関への国庫補助などの財政的支援を求めます。また、市町村の教育支援センター及びフリースクール等の民間施設に通う児童生徒の活動費、交通費等への財政支援も求めます。

99 国際バカロレア認定校への支援

【文部科学省】

急速に進展するグローバル化の中で、次代の社会を担っていく生徒には、直面する課題に誠実に向き合い、周りの人と協力し合いながら思考を掘り下げ、解決に向けた方向性を見出していく資質・能力が求められています。国際バカロレアの提供するプログラムは、双方向型・協働型の学習プログラムにより、今後求められる資質・能力を身に付け、グローバル人材を育成することができると期待されています。

本県においては、国際社会の様々な場面で活躍し、世界と宮城をつなぎ、宮城の復興と発展に貢献できるグローバルリーダーの育成を図るため、国際バカロレア機構から正式に認定を受け、令和3年4月からプログラムを開始しましたが、公立高校においてプログラムを実施していくためには、ICT機器や環境の整備、教員の養成や増員、外国人を含めた教員の確保など、財政面、人員確保の面、双方の課題を解決する必要があります。

つきましては、今後必要とされる経費に対する財政的支援及びプログラム認定校への教員定数加配措置についての支援を求めます。

100 学校給食施設補助交付要綱における補助基準面積の見直し

【文部科学省】

学校給食施設を整備する場合に、必要とされる整備面積と国庫補助基準面積にかい離があり、加えて、食育教育のための施設や、増えつつある個々人への食物アレルギーへの対応など、拡大傾向にあるニーズに対応するためには、現行の補助基準面積では困難な状況にあり、市町村の財政負担が過大となっています。

平成 26 年度において、基準面積を引き上げる改定がなされたところですが、なお、必要とする整備面積が補助基準面積を上回る状況にあることから、基準面積について一層の引上げを求めます。

101 学校施設環境改善交付金における各種環境改善事業の制度拡充

【文部科学省】

本県における学校施設は、昭和 50 年代に多くが建築され、老朽化が進み、長寿命化や改築等の対応が課題となっています。事業採択の遅れは、設置者の事業実施の先送りにつながり、ひいては、児童生徒の安全確保に支障を来すこととなります。

このため、設置者において計画した事業が年度当初から円滑に実施できるよう、十分な財源を当初予算において確保することを求めます。また、長寿命化対策などの負担軽減を図るため、補助要件の緩和など制度の拡充を求めます。

さらに、公立高等学校についても、長寿命化対策及び大規模改造（トイレ、空調、バリアフリー）などの国土強靱化に資する整備や、脱炭素化推進への対応による財政負担の増大が見込まれることから、国庫補助化を含めた財政的支援を求めます。

102 文化財整備に対する財政支援の充実

【文部科学省】

史跡等の文化財は、我が国の長い歴史の中で育まれた国民共有の財産であり、後世に継承していく必要があります。また、史跡を総合的に整備し保存・活用を図っていくことは、国民の文化財に対する理解を深めるとともに、観光資源として地域の活性化につながるものと期待しています。

現在、本県では、多賀城創建 1300 年に当たる令和 6 年の公開に向け、文化庁の補助金（歴史活き活き史跡等総合活用整備事業費）を活用し、特別史跡多賀城跡附寺跡の中枢部である政庁から外郭南門間の総合整備活用事業を重点的に進めているところですが、歴史的価値がある文化財の整備を確実に推進していくため、国の継続した財政支援を求めるとともに、令和 6 年度が事業の最終年度となることから、年度当初から必要な財源を確保するよう求めます。

103 上水道事業関連施設の更新・耐震化に係る補助制度拡充・財源確保

【厚生労働省】

水道事業関係施設の多くは昭和40年代から50年代にかけて整備されており、管路は法定耐用年数の40年を経過し、本格的な施設設備の更新時期を迎えつつあります。さらに、東日本大震災やそれ以降相次ぐ自然災害の経験を踏まえ、今後の大規模な災害に備えた施設の耐震化への対応等が急務となっています。

そのような状況の中、国の生活基盤施設耐震化等交付金制度においては、採択基準や対象施設が制限され、基幹的な水道施設整備にあっても、十分活用できていません。

つきましては、計画的かつ確実な施設の耐震化等の推進に向け、採択基準、補助対象施設及び補助率に係る制度の拡充を図るとともに、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策関連予算を含む更新・耐震化に関する交付金の所要額等について、水道整備・管理行政の事務移管後も引き続き十分に財源を確保するよう求めます。

104 医療・福祉人材確保対策の推進

【厚生労働省】

(1) 医師

医師の都市部への偏在を是正し、地方の自治体病院やへき地の診療所等の勤務医を確保するため、臨床研修医の都道府県ごとの定員の算出方法の見直しを求めます。また、医師不足が特に深刻な産科・小児科、整形外科、救急などの医師数増加に向け、専門医取得時における奨励金の創設等、実効性のある対策を講じるための十分な予算措置を求めます。

(2) 看護師

看護学生の負担軽減のため、養成所の運営費に対する補助金の拡充に向けた十分な予算措置を求めます。また、認定看護師等資質向上に係る経費については、自己負担が大きく、また研修期間が長期にわたることから、受講の際の代替え看護師の配置に対する補助など、研修事業の一層の促進に向けた予算措置を求めます。

(3) 薬剤師

地域医療介護総合確保基金を活用し、地域における病院薬剤師の安定的な確保を目的として、薬剤師が不足している地域の自治体病院に対する体制整備支援事業を令和5年度から新たに立ち上げたところですが、事業の継続かつ拡大が必要なことから十分な予算措置を求めます。

(4) 歯科衛生士・歯科技工士

人材確保が課題となっていることから、未就業者を対象とした復職支援、技術向上に向けた研修会の開催等、人材の確保、資質向上及び定着のための事業の一層の促進に向けた財源の拡充を求めます。

(5) 介護人材

介護分野においては、地域区分や処遇改善加算等を含む介護報酬の体系を検証し、都市部でも地方部でも等しく人材が確保できる報酬となるよう求めるとともに、新た

な担い手としての外国人介護職員の育成・参入の促進に向け、技能実習生を6月の経過を待たずとも人員配置基準に含めることが可能となるよう、要件の緩和を求めます。

障害福祉分野においても、福祉・介護ニーズの拡大に対応した人材を確保できるような高い水準の報酬体系の措置や全てのサービスを対象とするよう処遇改善加算の拡大を求めるとともに、入職や離職防止、働き方改革等を推進する総合的な人材確保対策の実施を求めます。

105 重点支援区域の選定及び地域医療介護総合確保基金の継続的な財政措置

【厚生労働省】

本県では、救急医療や精神医療などの政策医療の課題解決を前進させるとともに、地域医療構想を推進するため、県立がんセンターと仙台赤十字病院の統合及び県立精神医療センターと東北労災病院の合築について、協議を進めています。

新病院の整備に際して、施設整備費への助成などを内容とする地域医療介護総合確保基金は重要な財源であり、さらに、重点支援区域に選定された医療圏については、当該基金の優先配分や一層手厚い病床機能の再編支援などの財政的支援を受けることができるとされています。

本再編については病床規模や診療科などについて今年度中できるだけ早い時期の基本合意を目指しています。地域医療構想調整会議での申請の合意後、重点支援区域の申請をする予定としていますので、仙台医療圏を重点支援区域に選定の上、新病院供用開始時点までの継続した地域医療介護総合確保基金の確実な財政措置を求めます。

106 障害福祉分野における十分な予算措置

【厚生労働省】

本県では、障害者等が自立した日常生活・社会生活を営むための支援、障害福祉サービスの充実等を図るため、地域生活支援事業費等補助金及び社会福祉施設等施設整備費補助金を活用してきたところですが、十分な補助額が確保されておらず、都道府県等からの要望が採択されないなど、地方要望額と国内示額にかい離が生じており、県及び市町村が国負担分を肩代わりする状況が続いています。

特に、補助対象経費に対して補助率が4分の3である社会福祉施設等施設整備費補助金において、地域生活移行の受け皿となるグループホーム整備の場合に、補助基準額が補助対象経費を大きく下回り、実質の補助率が2分の1程度となるケースが多く、その差額が法人の多大な負担となっています。

そのため、両補助金について、県及び市町村に過度な負担が生じることのないよう十分な予算措置を求めます。

さらに、社会福祉施設等施設整備費補助金については、法人負担の軽減と施設整備の推進が図られるよう、補助基準額の引上げを求めます。

107 サービス管理責任者等養成研修に係る十分な予算措置と講師の養成支援

【厚生労働省】

相談支援専門員やサービス管理責任者等については、その人材の質と量の十分な確保が課題とされていることを受け、平成31年に研修カリキュラムの拡充や新たな研修が創設され、研修事業の規模が拡大しています。

相談支援専門員やサービス管理責任者等は、事業所種別ごとに人員配置基準が定められており、その資格要件とされる研修機会の確保は、地域の障害福祉サービスを支える上で必要不可欠なものであるにもかかわらず、これら養成研修については、都道府県の地域生活支援事業の任意事業とされており、十分な予算措置がなされていません。また、研修の実施体制を確保するために相当数の講師を養成する必要がありますが、国が実施する指導者養成研修の受講機会が限られているなどの課題があります。

つきましては、適正かつ安定的な事業実施のため、十分な予算措置を講じるとともに、講師の養成支援と機会の拡充を求めます。

108 重度障害者医療費と母子・父子家庭医療費へ現物給付助成を行う場合の国庫負担金減額措置の廃止

【厚生労働省】

重度心身障害者及び母子・父子家庭の経済的負担と適正な受診機会の確保を目的として、各都道府県において、市町村と連携し、独自に重度障害者医療費助成制度及び母子・父子家庭医療費助成制度を実施しています。

本県では、両制度とも利用者が一時的に窓口負担をし、後日支払われる償還払い方式により運用していますが、障害者や母子・父子家庭の利便性向上のため、一部の市町村から希望のある現物給付方式を採用しようとする場合に、国民健康保険療養費等国庫負担金減額措置が適用され、県及び市町村の財政負担の増加が懸念されます。

つきましては、現物給付方式を採用した場合の国民健康保険療養費等国庫負担金減額措置の廃止を求めます。

109 障害福祉分野でのICT・ロボット等導入に係る十分な予算措置

【厚生労働省】

障害福祉サービス事業所等におけるICT化やロボット等の導入は、介護現場の労働環境の改善や生産性向上に有効な手段であり、本県でも国の補助金を積極的に活用し、県内事業所の導入を促進してきましたが、令和5年度においては、国の財源が確保されていません。

このままでは、導入意向のある障害福祉サービス事業所等の要望に応えることができないことから、引き続きICT化やロボット等の導入を促進するための十分な予算措置を求めます。

また、地方負担の軽減を図るため、国による全額補助や国の補助割合のみを設定し地方

負担を定めないとといった制度改正についても求めます。

110 医療的ケアを必要とする重症心身障害児者及び家族に対する支援

【厚生労働省】

医療の発達により、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者数が増加しており、受入可能な医療型の入所施設が常時満床状態の中、家族介護による在宅での療養生活を維持していくために、家族を支えるセーフティネット機能としての各種支援の拡充が必要です。

介護を行う家族のレスパイトのための医療型短期入所はもちろんのこと、受入可能な通所サービスや訪問系サービスなどが生活する地域において提供されるよう、サービスを提供する事業所への人的負担等に応じた介護報酬単価の引き上げ等制度の充実を図るとともに、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者を受け入れる施設の整備が促進されるよう、財政的な支援を求めます。

111 シルバー人材センターの安定的な事業運営のための補助要件緩和

【厚生労働省】

各シルバー人材センターが安定的な運営を行う上では、高年齢者就業機会確保事業費補助金（シルバー人材センター事業分）は重要な財源となっており、その交付要件は「会員数 100 人以上かつ年間就業延人数 5,000 人日以上」と定められています。本要件には人口に関する条件が定められておらず、人口減少に直面する小規模町村では会員の確保・維持が難しい状況となっていることから、高年齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図るためにも、人口が少ない町村も対象となるよう要件を緩和することを求めます。

112 みどりの食料システム戦略実現に向けた確実な財源の確保

【農林水産省】

みどりの食料システム戦略の目指す姿を実現するためには、生産者がグリーンな栽培体系での農産物生産に継続して取り組むことが必要であるため、当初予算の大幅拡充など安定した財源の確保を求めるとともに、環境負荷低減に取り組む生産者及び事業者の拡大に向け、税制特例や無利子資金等の支援措置に留まらない支援策の拡充を求めます。

また、スマート農業との融合による省力化・低コスト化を実現する新たな化学肥料・化学農薬低減技術が不可欠であることから、地域に最適化した技術体系を確立するため、地方の裁量で活用可能な試験研究予算の確保及び都道府県公設試験研究機関への配分を求めます。

さらに、消費者及び事業者の行動変容を促し、グリーンな栽培体系で生産された農産物を優先的に購入する在り方が定着するよう、実効性のある継続的な取組を求めます。

113 鳥獣被害防止総合対策交付金に係る十分な予算措置

【農林水産省】

本県における野生鳥獣の農作物被害は、高齢化により里山の管理が行き届かず、野生鳥獣の活動範囲が広域化していることなどから、野生鳥獣の生息数が増加し、被害額の増大につながっています。被害額は、平成26年度の2億円をピークに減少しているものの、令和3年度は約1億7千万円であり、依然として深刻な状況です。

つきましては、侵入防止柵の設置及び捕獲活動等の取組を一層進める必要があるため、これまで要望額の7～8割程度にとどまっている配分に関して、これまで以上の手厚い予算措置を求めます。また、推進交付金と整備交付金を弾力的に活用するために、交付金の流用を可能とするよう求めます。

114 新規就農者支援施策における安定的な予算措置と確実な運用

【農林水産省】

農業を持続的に発展させていくためには継続的な人材の確保・育成が必要であるため、意欲ある農業者に交付金が確実に交付されるよう、また、実施主体における事業執行に支障が生じないよう、新規就農者育成総合対策において、交付金の十分かつ着実な予算措置を求めます。

また、経営開始資金及び就農準備資金の交付要件の一つである「前年の世帯全体の所得が原則600万円以下であること」については、世帯所得ではなく新規就農者本人の所得とするなど要件緩和を求めます。

さらに、経営発展支援事業については、事業実施要件を農業経営開始年に限定することなく、認定新規就農者が青年等就農計画期間において、目標の達成に向けて導入する機械・施設等を対象とすることを求めます。

115 協同農業普及事業交付金の十分かつ確実な予算措置と配分

【農林水産省】

本県では、高齢化等による地域の担い手の減少に加え、東日本大震災からの復興に向けて設立された大規模土地利用型経営体や園芸経営体の経営の安定化に対応するため、水田を活用した高収益作物の栽培技術支援やスマート農業技術の普及拡大など、農業普及組織が中心となり、支援活動を展開してきたところです。加えて、みどりの食料システム戦略の実現に向けたグリーンな栽培体系の推進など、これまで以上に普及指導員等の活動が重要になっていることから、協同農業普及事業交付金について、引き続き、十分かつ確実な予算措置を講じ、本県にも十分に配分するよう求めます。

116 地域計画策定への支援に係る十分な予算措置

【農林水産省】

農業経営基盤強化促進法の一部改正により、人・農地プランが法定化され、市町村は、令和7年3月末までに地域計画を策定する必要があります。地域計画に含まれる目標地図については、農業委員会が素案策定を担い、市町村は、目標地図を含めた地域計画を策定する必要がありますが、令和5年度地域計画策定推進緊急対策事業における当県の要望額に対し、55%の配分に留まっているため、期限内の計画策定が困難な状況です。

つきましては、地域計画が期限まで確実に策定できるよう十分な予算措置を求めます。

117 農業経営・就農支援センターの運営に対する十分な予算措置

【農林水産省】

令和4年度から各都道府県で設置・運営している農業経営・就農支援センターは、就農や農業経営をサポートする体制を整備し、就農相談や農業経営の改善等の課題解決に当たり伴走支援を行っています。特に、担い手の高齢化が進み、新たな労働力確保や法人化、経営継承等に関する支援要請が増加しているため、当センターの運営にはこれまで以上の経費を要しますが、要望額に対し十分な予算が措置されていません。

つきましては、当センターの機能を十分発揮させ、農業者等への充実した支援を実施していくために十分な予算措置と本県への配分を求めます。

118 農業委員会ネットワーク機構の活動経費に対する十分な予算措置

【農林水産省】

農業委員会法の改正から7年が経過し、国が進めている農地利用最適化の推進はもとより、将来の地域農業や農地利用のあり方検討、担い手の確保・育成等を進めるに当たって、農業委員等の資質向上が重要となっています。さらに、地域計画策定に係る協議の場への参画や目標地図の素案作成等の新たな役割も加わり、農業委員等が備えるべき知識や技術、情報が増加・高度化しています。

一方、令和5年度機構集積支援事業交付金のうち県農業委員会ネットワーク機構の活動に係る本県配分額は、要望額に対して63%に留まっており、農業委員等に対し、農地利用最適化のための活動に関する十分な研修等を行うことが、予算的に困難となっています。

本交付金の広域的な農地利用調整活動等への支援事業のうち、特に県農業委員会ネットワーク機構の活動費等となる「農業委員等に対する支援」の配分について、令和5年度の追加内示を含め、十分かつ確実な予算措置を求めます。

119 水田活用の直接支払交付金の十分な予算措置と地域の実情を踏まえた制度運用等

【農林水産省】

本県農業は水田農業を基幹としており、米の需給安定と水田フル活用に向けて、主食用

米から大豆・麦や園芸作物、飼料作物など所得を確保できる作物への転換に取り組んでいます。

主食用米の国内需要は、近年 10 万トンペースで減少しており、需要に応じた主食用米の生産と水田フル活用の取組を円滑に実施していくために、水田活用の直接支払交付金等について、十分かつ安定的な予算措置と、法制化を含めた恒久的な制度の確立を求めます。

また、交付対象水田の見直しに当たっては、農業者が安心して営農を継続できるよう、大規模災害からの復興に取り組んでいる地域等の実情を十分踏まえた制度の運用を求めるほか、交付対象から除外された場合における中山間地域など条件不利地域に対する支援制度拡充等の代替措置を求めます。

120 強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業に係る十分な予算措置

【農林水産省】

本県では、令和 3 年 3 月に第 3 期みやぎ食と農の県民条例基本計画を策定し、その中で食品産業との戦略的な連携によりバリューチェーンを構築し販路を確保した上で、マーケットインによる園芸作物の生産を拡大し、令和 12 年までに園芸産出額を倍増させることを目標に掲げたところです。

東日本大震災の発生以降、本県では高度な環境制御技術を備えた大規模で先進的な施設園芸の導入が進んでいます。この取組をさらに加速させるため、積極的な先進的園芸経営体の育成に向け、引き続き大規模園芸施設の導入等に対する支援が必要であることから、令和 6 年度当初予算における十分な予算措置と、今年度の追加の補正予算措置を講じるよう求めます。

121 施設園芸のエネルギー価格高騰対策に係る十分な予算措置

【農林水産省】

本県では、東日本大震災の発生以降、大規模で先進的な施設園芸に取り組む農業法人が数多く誕生しています。また、令和 3 年 3 月には第 3 期みやぎ食と農の県民条例基本計画を策定し、令和 12 年までに園芸産出額を倍増させることを目標に掲げ、先進的施設園芸の拡大に取り組んでいます。一方で、施設園芸は経営費に占めるエネルギーコストの割合が高く、現在の燃料価格・電気料金の高騰が経営を圧迫しています。

つきましては、今後も燃料価格の高騰が続くものと見込まれることから、園芸農家の負担が大きく増加することのないよう、施設園芸等燃料価格高騰対策を恒久的な制度にするとともに、より実効性を高めるため、急騰特例の発動基準の引下げを求めます。

あわせて、施設園芸には電力が不可欠で、電気料金の高騰は園芸農家の大きな負担となることから、電気料金に対する支援策の創設を求めます。

122 農山漁村地域整備交付金の安定的な財源確保

【農林水産省】

(1) 畜産環境整備事業及び草地畜産整備事業

家畜排せつ物の処理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行から 20 年以上が経過し、県内各地に整備された堆肥センターは経年劣化が進み、堆肥の生産に支障を来している施設が増加している状況にあり、今後も家畜排せつ物の適正処理及び堆肥の安定生産を継続していくためには、機能保全対策を計画的に実施し、施設の長寿命化を推進する必要があります。また、近年の畜産資材価格高騰により、輸入飼料価格の高止まりが畜産農家の経営を圧迫しているため、自給飼料の増産によるコスト削減や牛舎等の施設整備による生産規模の拡大を進め、畜産農家の経営の安定を図ることが重要です。

資材高騰が続く厳しい状況の中、地域の畜産を継続的に発展させるため、農山漁村地域整備交付金の活用が重要であり、堆肥センターの機能保全対策を実施することができる畜産環境整備事業、そして自給飼料の増産や生産規模の拡大を図ることができる草地畜産基盤整備事業が円滑に実施できるよう、一層の財源の拡充と確保を求めます。

(2) 森林基盤整備事業

本県では、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、農山漁村地域整備交付金を活用し、森林の整備及び山村の生活の改善に必要な路網整備を推進するとともに、頻発化・激甚化する山地災害の防災・減災対策として、予防治山事業による荒廃渓流や急傾斜地等の保全、既存施設の長寿命化対策を進めていますが、治山事業や林道施設の老朽化対策は、地域住民の安全な暮らしに直接的に影響があり、計画的に事業を進める必要があることから、安定的な財源確保を求めます。

(3) 水産基盤整備事業

本県では、漁業地域における水産業の健全な発展を図るため、農山漁村地域整備交付金を活用し、水産物の流通・生産機能の強化に資する漁港施設整備を推進しています。

第1期復興・創生期間内で一部完了に至らなかった防潮堤においては、津波・高潮等による防護水準が保たれていないことから、引き続き頻度の高い津波に対する人命・財産、種々の産業・経済活動を守るため、早期に整備を進める必要があります。

また、東日本大震災後に整備した海岸保全施設についても、今後、修繕・更新・維持管理に係る経費が大幅に増加する見込みです。

つきましては、完了に至らなかった防潮堤の早期完了並びに今後の維持管理に要する経費について、農山漁村地域整備交付金の十分かつ継続的な財源の確保と配分を求めます。

123 小規模経営農家に対する繁殖雌牛導入助成の拡充と十分な予算措置

【農林水産省】

本県における肉用牛生産は、農業産出額の約13%を占める重要な品目ですが、後継者の減少傾向が続いているため、中核的な担い手の規模拡大のみでは繁殖雌牛頭数を維持できない状況です。

また、近年は配合飼料をはじめとする生産資材の高騰による収益性の低下と子牛取引価格の下落により、和牛繁殖農家の経営意欲の減退が懸念されます。

このため、肉用牛生産基盤の強化には、繁殖経営の維持・発展と素牛価格の安定化が必要なことから、経営規模の如何にかかわらず増頭意欲が高まるよう、肉用牛経営安定対策補完事業の飼養頭数要件を除外するとともに、繁殖雌牛の増頭や導入にかかる助成額を導入費用の3分の1程度まで引き上げることを求めます。

124 配合飼料価格安定制度の拡充と酪農経営の支援強化

【農林水産省】

令和2年10月以降、トウモロコシ、大豆油かす等の穀物相場の高騰や円安など、不安定な国際情勢等により配合飼料価格の高騰が長期間続き、配合飼料価格安定制度の補填が実施されていますが、本制度は直近1年間の基準輸入原料価格について1年以上の高止まりが続くと補填額が減少する仕組みです。このため、令和5年度第1四半期分から基準輸入価格の算定基準を直前2.5年とした新しい制度が実施されますが、畜産農家の経営は厳しい状況であることから、実質負担が抑制され、経営継続が可能となる十分な補填金が交付されるよう、配合飼料価格安定制度の一層の拡充を求めます。

また、配合飼料以外にも資材等の価格高騰により生産コストが増加し、特に酪農への影響が顕著となっており、本県においても経営継続が困難となった酪農家が増えています。このため、令和5年3月に畜産・酪農緊急対策パッケージが示されたところですが、酪農経営を維持・継続できるような制度設計を構築し、より一層の支援強化を求めます。

125 豚熱防疫対策の見直しと特定家畜伝染病発生時の広域備蓄資機材の拡充

【農林水産省】

豚熱の発生農場では、原則、家畜伝染病予防法に基づく特定家畜伝染病防疫指針により、全頭が疑似患畜として殺処分の対象となっています。しかし、適切に豚熱ワクチンが接種されている発生農場では、感染豚が一部の豚房・豚舎に限られ、残りの豚舎はワクチンの効果により防御されている事例も確認されています。このことから、早期の農場経営再開に向けて、発生時には一律に農場内の全頭を殺処分するのではなく、迅速診断可能なウイルス遺伝子検査を活用し、検査結果に基づく殺処分対象豚を検討するなど、条件の見直しを求めます。

また、特定家畜伝染病発生時に迅速かつ円滑な防疫措置を行うためには、各都道府県で備蓄している防疫資機材のみでは不足する可能性があるため、特殊な資機材である炭酸ガ

スポンベ、感染性廃棄物専用容器（ペール）は各県ごとに備えるだけでなく、国において東北地方に広域的な備蓄体制の整備を進めるよう求めます。

126 競争力強化に向けた農業生産基盤整備の推進

【農林水産省】

本県では、農業の競争力強化と安定した農業経営実現を目指すため、高収益作物の導入促進を図る農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を農地中間管理機構とも連携しながら実施しているところです。また、本県の農業生産を支える農業水利施設は適時適切な保全対策に取り組んでいますが、一層の推進が必要です。

引き続き、農業生産基盤整備を通じて、競争力のある農業経営体の育成・確保や農業水利施設等の予防保全対策による長寿命化を計画的に推進するため、継続的で安定した財源の確保と令和6年度当初予算における十分な予算措置を求めます。

127 拠点魚市場の管理・運営合理化に向けたセーフティネットの構築

【農林水産省】

近年の冷水性魚種の不漁や電気料金の高騰などにより、本県の主要漁港に立地する拠点魚市場の経営は厳しさを増しています。

海洋環境の変化に伴う漁獲量の減少は、今後も短期的には解消されず、当面の間、水揚量は従来よりも低い水準で推移すると予想されます。また、我が国では、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の資源管理措置に基づき、クロマグロについて漁獲可能量（TAC）に基づく漁獲管理が行われていますが、定置網の年間漁獲量の1%にも満たないクロマグロを放流するために、その他の漁獲物も放流することとなり、魚市場の水揚量の減少に拍車を掛けています。

このため、広域的な漁業拠点としての役割を果たしている魚市場が、水揚げが減少する中でも持続的に必要な機能を果たしていけるよう、管理・運営の合理化に取り組む期間中、運営を支えるセーフティネットの構築を求めます。

128 内水面漁業・養殖業のセーフティネットの構築

【農林水産省】

近年、台風等の自然災害が激甚化・頻発化することにより、内水面漁業協同組合・養殖業者の生産活動が度々妨げられる状況にあり、自然災害被災による経営リスクを軽減する重要性が高まっています。内水面養殖業については、マス、アユ、コイが自然災害で死亡した場合を対象とする補償制度が創設されましたが、生産物が流失した場合や、施設・設備、ギンザケ等他の魚種に係る被害は制度の対象外であることから、これらを補填する制度の創設又は補償対象の拡大を求めます。

また、被災した河川・湖沼の復旧工事が進められ、水域の自然環境が復元されるまでの

期間、環境保全活動や増殖行為に取り組めず、遊漁の場の提供も困難な状況下に置かれる内水面漁業協同組合の運営を支援する基金の創設又は助成制度の拡大を求めます。

129 養殖業の成長産業化に向けた種苗生産・養殖技術開発支援

【農林水産省】

本県では海水温上昇など海洋環境の変化によりホタテガイなど冷水種の養殖生産が不安定となっています。また、近年の不漁を背景に水産加工業者の安定した原材料調達手段として陸上養殖への関心が高まっており、これらに対応した新たな養殖種の導入及び種苗生産・養殖等の技術開発を進める必要があります。現在、国では養殖業の成長産業化に向けてノリの種苗生産技術高度化等の技術開発、もうかる漁業の仕組みを活用した沖合養殖システムの導入への支援等が措置されていますが、海洋環境変化に対応した生産に転換していくには多様な種を対象とした取組が必要です。

以上のことから、新たな養殖種の導入に係る種苗生産・養殖、製品化に至る技術開発、生産者の新たな養殖種への参入に係る費用負担をはじめとする経営リスクに対する支援制度の拡充・強化を求めます。

130 資源管理における漁業経営への配慮と調査研究予算の確保

【農林水産省】

我が国の漁業生産量は、長期的な減少傾向にあることから、水産資源の適切な管理と持続的利用の確保が一層求められており、国においては資源評価に基づく漁獲可能量（TAC）管理と、その対象魚種の拡大を講じていくこととされています。

一方で、現状のTAC管理では、スルメイカやクロマグロなど一部魚種について、漁業者の感覚よりも厳しく資源評価されているとの意見があることから、漁獲や操業の実態を幅広く反映した資源評価・資源管理手法への改善や、漁獲変動要因の把握などの措置を講じるよう求めます。

また、TAC管理や漁業者による自主的資源管理の強化に当たっては、休漁等に係る補償制度の充実や、TAC配分の柔軟な運用など、資源の持続的利用に加え、漁業経営にも配慮した措置を講じるとともに、国や県が実施する基礎調査等、適切な資源管理に必要な技術研究予算を十分に確保するよう求めます。

131 林業の振興及び産業力の強化に向けた支援

【農林水産省】

林業・木材産業の成長発展に向けて、本格的な利用期を迎えた森林資源の有効利用や木材製品の安定供給体制の構築が求められています。こうした課題に対応するため、林業・木材産業循環成長対策交付金事業は、原木の安定供給から木材需要の創出まで、川上から川下までの一体的な取組が実施できる事業となっていますが、要望額に対する交付率は、

61%に留まっていることから、計画的に事業を実施できるよう、十分かつ確実な予算措置を求めます。

また、高性能林業機械等の導入における交付金配分の基準については、事業体の経営規模が大きいほど1台あたりの導入効果が評価されにくくなるため、素材生産の増加量を評価に加えるなど、規模の大小に関わらず、導入効果を適切に評価・反映した交付金配分になるよう、基準の見直しを求めます。

132 松くい虫被害の発生抑制及び拡散防止の徹底

【農林水産省】

特別名勝松島や三陸沿岸をはじめとする本県の松林は、県土保全や景観保全の側面から多面的な機能を有しており、松くい虫被害の防除対策は重要な課題となっています。

現在は、森林病虫害等防除事業及び森林害虫駆除事業を活用して各種防除対策を実施し、被害量は長期的には減少傾向にあるものの、依然として1万㎡前後の被害が発生しています。

今後、気象条件によっては再び増加に転じる可能性があるほか、近い将来には、東日本大震災で被災し再生した、約750haに及ぶ海岸防災林の防除対策にも取り組む必要があることから、引き続き十分かつ安定的な予算措置を講じるよう求めます。

133 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備

【経済産業省】

東日本大震災を経験した本県では、エネルギー供給源の多様化を図るため、地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの積極的な導入に取り組んでいます。

しかしながら、東北電力管内でも、無補償での出力制御が実施されており、再生可能エネルギー発電事業者における投資回収見通しの不透明感の増加や、発電適地付近における送電網の脆弱さによる参入意欲の減退が懸念される状況であることから、再生可能エネルギー発電事業者が積極的に参入できるような環境整備が必要です。

つきましては、地域間連携機能の強化等による系統安定化対策を着実に講じることで出力制御の頻度を低減させるとともに、発電適地において、再生可能エネルギー発電事業者に過度の費用負担が生じない形での送電設備の強化による系統増強対策を早期に講じるよう求めます。

134 デマンド料金制度の見直し

【経済産業省】

昨今の電気料金の高騰は、冷凍・冷蔵などで恒常的に大量の電力を消費する水産加工業者等に大きな影響を及ぼしています。電力会社との電気料金の契約については、使用量などに応じ低圧電力や高圧電力等に区分されており、水産加工業者等の多くは、電力会社と

高圧電力での契約を結んでいます。高圧電力での電気料金については、直近 12 か月の最大需要電力量であるデマンド値に基づき基本料金が設定されるため、季節ごとに電力使用量の差が大きい水産加工業等では、夏季や盛漁期の一時的な消費電力のピークに基づく料金がその後も適用されてしまい、事業者にとって大きな負担となっています。

今後も、長期化するウクライナ情勢や原油・天然ガス価格の上昇傾向から、電気料金高騰が続くと見込まれるため、ピーク時の使用量で契約電力量が設定されるデマンド料金制度について、基本料金設定期間の短縮など、水産加工業者等の電力使用の実情に応じた制度の見直しを求めます。

135 工業用水道施設の更新・耐震化に関する補助制度への財源の確保

【経済産業省】

本県の工業用水道施設の多くは建設から 40～50 年を経過し、本格的な施設の更新時期を迎えつつあり、長寿命化を図りながら、計画的な更新を行っているところです。

さらに、東日本大震災の経験を踏まえ、工業用水を安定的に供給するため、今後の大規模な災害に備えた施設の耐震化等が急務となっています。

引き続き計画的な施設の耐震化等の推進が図れるよう、補助申請における要件の緩和を求めるとともに、令和 6 年度以降も、防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策による必要な財源の確保を求めます。

136 地域公共交通への支援の拡充

【国土交通省】

(1) バス

地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統の運行に対する補助について、今後も地域特性に応じた交通を確保するため、補助額水準及び補助上限額の維持・拡大を求めるとともに、本県の実情に沿うよう、地域キロ当たり標準計上費用の適用地域の見直しを求めます。さらに、住民バスによる生活交通維持及び安全輸送の確保のため、市町村運営有償運送に当たり市町村のバス車両購入、リース及び修繕に係る補助制度創設など、財政支援の拡充を求めます。

(2) 離島航路

航路運航に対する補助については、国庫補助額の算定基礎となる標準単価が実際の単価よりも低く設定されており、実態と乖離していることから、標準単価を会社の規模や航路の距離、輸送量等各航路の実態に即したものとすよう求めます。また、今後は離島内人口の自然減少によりさらに利用客が減少することが予想され、欠損額の増加が避けられないため、補助額水準の拡充を求めます。

137 鉄道会社の経営安定化及び利用促進に係る取組に対する財政支援の強化

【国土交通省】

県内における地域の交通手段として必要不可欠な鉄道路線である阿武隈急行線や仙台空港アクセス線は、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響等により利用者が激減するなどし、非常に経営が厳しい状況となっています。

また、昨年7月にJR東日本が収支を公表した赤字路線のうち、県内の路線については鉄道の維持に向け利用を促進していくことが急務となっています。

各鉄道事業者の経営に大きな影響が出ている中、地域の交通手段としての安全性を確保しながら、経営の安定化を図るためには、鉄道事業者の経営や鉄道の利用促進に対する支援の拡充が不可欠です。

つきましては、住民が引き続き地域の交通手段として安心して利用できるよう、鉄道事業者の減収補填などの経営安定化や自治体と連携した鉄道の利用促進に係る取組に対する財政支援を求めます。

138 防災道路ネットワークの整備推進及び必要な予算の確保並びに継続的な財政支援

【国土交通省】

本県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、沿岸部の縦軸や、沿岸部と内陸部を結ぶ東西交通軸強化等を進めるとともに、道の駅や高規格幹線道路のサービスエリア等の防災機能の強化を図り、港湾や空港などの広域物流拠点と連携し、陸・海・空一体となった防災道路ネットワークの構築に重点的に取り組んできたところです。

しかしながら、近年、地球温暖化に伴い、全国各地で集中豪雨等による甚大な被害が頻発化しており、本県においても、令和4年7月15日の豪雨では、道路ネットワークが寸断されるなど物流や経済活動に大きな影響が生じたことから、災害時にも有効に機能する防災道路ネットワークの構築とともに、本県が掲げる富県躍進に向け、持続可能な宮城の県土を支える道づくりを一層推進していくことが重要です。

つきましては、重要物流道路に指定されている高規格幹線道路をはじめ、地域高規格道路や主要な国道など、重点的に整備を促進するとともに、本県全体の整備に必要な予算を確実に確保し、補助事業の国庫支出金のかさ上げなど、長期にわたる財政支援を講じるよう求めます。

(1) 高規格幹線道路の整備促進

- イ 仙台北部道路の利府しらかし台IC～富谷JCT間の4車線化の整備促進
- ロ 仙台北部道路の利府JCT～利府しらかし台IC間の4車線化の早期事業化
- ハ 仙台北部道路の富谷JCT～富谷IC間の4車線化の早期事業化
- ニ 仙台北部道路の富谷JCTのフルジャンクション化の早期事業化
- ホ 仙台南部道路の4車線化の早期事業化
- ヘ 常磐自動車道の山元IC～新地IC間の4車線化の早期事業化
- ト 三陸縦貫自動車道の桃生豊里IC～登米IC間の4車線化の早期事業化

(2) 地域高規格道路の整備促進

- イ みやぎ県北高速幹線道路の（仮称）栗原 I C の整備支援
- ロ 石巻新庄道路の早期事業化
- (3) 仙台東部地区の幹線道路ネットワークの機能強化
 - イ 仙台東道路の早期事業化に向けた調査促進
 - ロ 国道 4 号の仙台拡幅（籠ノ瀬～鹿の又間）の整備促進
 - ハ 国道 4 号の仙台拡幅（箱堤交差点立体化）の整備促進
- (4) 主要幹線道路・県際、郡界道路の整備促進
 - イ 国道 4 号（大衡道路、築館バイパス）の整備促進
 - ロ 国道 108 号の古川東バイパスの整備促進
 - ハ 国道 108 号の石巻河南道路の整備促進
 - ニ 国道 349 号の国直轄権限代行による整備促進
 - ホ 国道 398 号の防雪対策の強化支援
 - へ 国道 113 号、国道 347 号及び国道 286 号の整備支援
- (5) 離島及び半島部関連事業の整備支援
 - イ 国道 398 号沢田工区の国直轄権限代行による整備促進
 - ロ 女川原子力発電所からの避難機能を有する道路の整備支援
 - ハ 牡鹿半島内の防災対策等の整備支援
- (6) スマートインターチェンジの整備支援
 - イ （仮称）白石中央スマート I C の整備支援
- (7) 道の駅や高規格幹線道路のサービスエリア等の防災機能強化
 - イ 道の駅の防災機能の強化支援
 - ロ 高規格幹線道路のサービスエリア等の防災機能強化

139 鳴瀬川総合開発事業におけるダム建設促進

【国土交通省】

鳴瀬川流域は、穀倉地帯が広がり東北有数の農業地帯であるとともに、宮城県北地域の産業・経済の基盤となっています。一方、水源地域の標高が低く山懐が浅いため水源の確保や干ばつに悩まされている状況であり、また平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風に引き続き、令和 4 年 7 月の大雨においても甚大な被害を受けるなど、下流部に広がる低平地は大雨の際に氾濫し、地域住民の生活を脅かしています。

このことから、鳴瀬川流域の安定した水源の確保と災害に強い地域づくりに向けた治水安全度の向上が急務であり、一日も早いダムの完成が求められています。

つきましては、鳴瀬川総合開発事業が最短のスケジュールで完成されるよう、必要な予算の確保を求めます。

140 令和元年東日本台風に伴い丸森町で発生した土砂災害への早期対策

【国土交通省】

令和元年東日本台風により、県内では土石流や斜面崩壊などの土砂災害が発生し、全県的に甚大な被害を受けました。

特に、丸森町は、大規模な土砂災害が集中し、上流に不安定な土砂や流木が残存したことから、二次災害防止のため、内川流域では国による砂防災害関連緊急事業、阿武隈川左右岸では補助事業による県の災害関連緊急砂防事業により緊急的な土砂流出防止対策工事を実施したところでした。引き続き、国による特定緊急砂防事業により、流域全体の土砂・洪水氾濫等の防止と砂防施設の早期整備完了が必要なことから、国直轄事業の早期完了のため、必要な予算の確保と十分な体制の継続を求めます。

141 プラスチックごみをはじめとする海岸漂着物等対策の推進

【環境省】

プラスチックごみをはじめとする海洋ごみの問題は、国内のみならず、国際的にも対策に取り組むべき大きな課題となっています。国が策定した海洋プラスチックごみ対策アクションプランでは、プラスチックごみの海洋への流出防止や一旦流出した物の回収に取り組むこととされており、本県においても、県や沿岸地域の各市町がそれぞれの役割を果たしながら、その取組を進めているところです。

つきましては、各海岸管理者及び市町が、海岸漂着物や漂流物等の回収・処理を適切な水準で実施できるよう、令和6年度以降についても、引き続き国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の確実かつ十分な予算措置を求めます。

142 循環型社会形成推進交付金（一般廃棄物処理施設・浄化槽）の確保

【環境省】

市町村等における一般廃棄物処理施設の整備には、複数年度にわたる事業期間と多額の費用を要しますが、本県においては整備中又は計画中の施設があることから、これらに対する整備要望に対応した継続的な支援が必要です。また、浄化槽は、生活環境の保全とともに、災害に強い汚水処理システムとして、引き続き整備が求められますが、本県の汚水処理人口普及率が93.2%（令和3年度末）に留まっていることから、一層の浄化槽整備が必要な状況です。

これらの整備について継続的に推進していくため、今後も循環型社会形成推進交付金による必要な財政支援を講じるよう求めます。